

# 第2次人吉市障がい者計画

令和2年3月  
人吉市

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1	わが国の動向	2
2	熊本県の動向	3
3	これまでの本市の取組み	4
4	計画策定の目的	4
5	計画の対象者（障害者）及び位置づけ	5
6	計画の期間	6
7	計画の策定体制	6
8	市民参加による計画策定の手法	7

## 第2章 人吉市の障がい者の現状と課題

1	人吉市の動向	
(1)	人口の推移	8
(2)	障がいのある方の状況	10
(3)	身体障害者手帳所持者の状況	11
(4)	療育手帳所持者の状況	14
(5)	精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	16
(6)	障害支援区分別認定者の推移	18
(7)	指定難病にかかる医療費の助成状況	19
(8)	就学状況	20
2	アンケート調査結果	
(1)	調査方法等	21
(2)	調査結果（概要）	22
3	意見交換会及び聞き取り調査	
(1)	調査方法等	38
(2)	調査結果（概要）	38
4	障がい者施策の課題	42

## 第3章 計画の基本的な考え方

1	めざす姿	44
2	基本目標	44
3	分野別施策	45

## 第4章 分野別施策

### (1) 地域生活の支援

①	地域移行・地域定着への支援	48
②	在宅支援の充実	49
③	相談支援体制の充実	50

### (2) 保健・医療の充実

①	障がいの原因となる疾病の予防、早期発見	52
②	保健・医療サービスの充実	53
③	精神保健対策	53

### (3) 療育・教育の充実

①	障がい児の早期療育サービスの充実	54
②	保育・幼児教育の充実	55
③	学校教育の充実	55

### (4) 文化・スポーツ・交流活動等の推進

①	文化・スポーツの充実	56
②	交流活動の推進	57
③	ボランティア活動等の推進	57

### (5) 雇用・就労、経済的自立の支援

①	雇用の場の確保	58
②	就労支援体制の充実	59
③	経済的支援の充実	60

### (6) 情報の取得・利用の向上

①	情報のバリアフリー推進	61
②	コミュニケーション支援	62

(7) 安全・安心な生活の支援	
①災害対策の確立	63
②防犯・安全対策の推進	64
(8) 生活環境の整備	
①住宅・建築物の整備	65
②道路・公園等の整備	66
③移動・交通手段の確保	67
(9) 差別の解消と権利擁護の推進	
①広報・啓発活動の充実	68
②権利擁護の推進	69
③福祉教育等の推進	70

## 第5章 計画の推進体制

1 人吉市障害者計画等策定委員会による分野別施策の点検・評価	71
2 広報・啓発活動	71

## 資料編

1 人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会要項	74
2 人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員	76
3 第2次人吉市障害者計画策定庁内部会構成	77
4 委員会等の実施状況等	78
5 用語解説	79

### 「障がい」の表記について

本計画では、法律名や法律上の名称等を除き、「障害」と表記をせずに「障がい」と一部ひらがなで表記しています。「害」の字は「負」のイメージが強いため、少しでも障がいを理由とした差別や偏見をなくし、心のバリアフリーを推進しようという観点からです。

## 「誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合い、 自分らしく笑顔で暮らせるまちひとよし」



熊本県人吉市長 松岡 隼人

本市では、平成20年度に、障がい者施策の基本的な計画として第1次人吉市障がい者計画を策定し、ライフステージの各段階において、保健・医療・福祉・教育・就労等、幅広い分野の障がい者施策に取り組んでまいりました。

この10年の間、急速に少子高齢化が進展し、社会環境も大きく変化いたしました。さらに、「障害者差別解消法」をはじめ、多くの障がい者関連法令が施行され、障がい者を取り巻く制度も変化しております。

今回、さらなる共生社会の実現に向けて、障がい者の方々が自らの意志決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加することができ、また、その能力を最大限に発揮して自己実現できることを目指して、第2次人吉市障がい者計画を策定いたしました。

この計画では、これまで取り組んでまいりました障がい者施策を引き継ぎながらも、その成果と課題などを踏まえ、市民からの意見を基に、「差別の解消と権利擁護の推進」「相談支援体制の充実」等、行政機関及び関連機関ができることを集約し、自分らしく笑顔で暮らせる人吉を創り上げることを主眼としております。

今後、この計画に基づき、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会を実現するため、障がいを正しく「理解」し、「気軽」に声をかけあい「笑顔」で「ともに」生きるまちづくりを積極的に推進してまいります。

最後にこの計画の策定にあたりまして、アンケート等で御協力していただきました市民の皆様及び関係各位、熱心に御審議いただきました人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和2年3月

## わたしたちがめざす将来像

誰もが互いに人格と個性を尊重し ともに支えあい  
自分らしく笑顔で暮らせるまち ひとよし

私たちは、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会を実現するため、障がいを正しく「理解」し、「気軽」に声をかけあい「笑顔」で「ともに」生きるまちづくりを積極的に推進します。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 わが国の動向

平成14年に「障害者基本計画」が策定され、障がいのある人の「自己選択と自己決定」を具現化するために、平成15年に、長年続いてきた措置制度に代わり、利用者が施設等と対等な立場で契約を結び、希望するサービスを受けることができる支援費制度をスタートしました。

また、平成18年に障害者自立支援法が施行され、身体障がいのある方及び知的障がいのある方に加え、精神障がいのある方も含めた制度が確立されました。さらに、平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもと、障がい者制度改革に向けた検討が集中的に進められ、改革の3つの柱である「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）の制定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）の制定が行われました。

これらの法整備を受けて、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」（通称：障害者権利条約）の批准が実現しました。

### ◆障害者基本法の改正（平成23年8月）

日常生活や社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生じるという、いわゆる社会モデルに基づく「障害者」の概念や、障がいのある人に対して障がいを理由とした差別をしてはならないことなどが盛り込まれました。

### ◆障害者総合支援法の制定（平成24年6月）

地域社会での共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障がいのある人の日常生活と社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講じるために制定されました。

### ◆障害者差別解消法の制定（平成26年6月）

障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供などの差別の解消に向けた取組を推進することを目的として制定されました。



### ◆障害者権利条約の批准（平成26年1月）

障がいに基づくいかなる差別も無しに、すべての障がいのある人のあらゆる人権と基本的自由を完全に実現することを確保し促進することを締結国の一般義務とする、障がいのある人の権利と尊厳を保護し促進するための包括的・総合的な国際条約です。

このような国の動きは、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」を目指したものです。このことを踏まえて、第4次障害者基本計画（平成30年度～）を基に、市町村計画の個別計画として「市町村障害者計画策定」を推進するものです。

## 2 熊本県の動向

熊本県においては、昭和57年「国連障害者の10年」を契機に、障害者施策の基本となる「障害者福祉長期計画（S57～H3）」を策定し、平成5年に「障害者社会参加促進プラン」を、その後「くまもと障害者プラン（H10～15）」を平成14年に改定し、障害を持つ人の「完全参加と平等」の実現を目標として障害者施策を推進してきました。さらにこのくまもと障害者プランにおいては、平成27年度から令和2年度までを計画期間とする第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」を策定し、障害者施策を推進しています。

### 3 これまでの本市の取り組み

本市においては、平成20年度から29年度までを計画期間とする「第1次人吉市障害者計画」を策定し、計画に基づき行政による取組と共に市民や各種団体及び企業などの民間の参加と協力を促進し、多種多様な福祉活動の施策を推進してきました。

また、人吉球磨障がい者総合支援協議会では、関係団体等が連携を深め、人吉球磨地域全体における障害者（児）の福祉の向上を目指して地域生活支援拠点等の整備に向けた協議を重ねてきました。

### 4 計画策定の目的

本市では、平成20年度に第1次人吉市障がい者計画（きらきらささえあいプラン）」（平成20年度～29年度までの10年間）を策定し、障がいのある方への福祉施策を推進してきました。

この間、障害者福祉制度の変革、国連総会が採択した「障害者権利条約」の批准、障害者差別解消法の施行でさまざまな分野において、障害者差別の禁止、合理的配慮が求められることとなるなど、障がいのある方を取り巻く状況は大きく変化してまいりました。

このような中、本市では、制度改正など国や県の動向を見据えながら、障がい者のニーズや、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、令和2年度から新たな計画となる「第2次人吉市障がい者計画」を策定することとしました。この計画は、お互いの人格と個性を尊重しながら暮らし、共生社会を実現するためのものです。

## 5 計画の対象者及び位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、人吉市総合計画・人吉市地域福祉計画との整合性を図りつつ、保健福祉関連の個別計画とも連携しながら本市における障害福祉施策推進のための指針とします。

### (1) 計画の対象者（障がい者について）

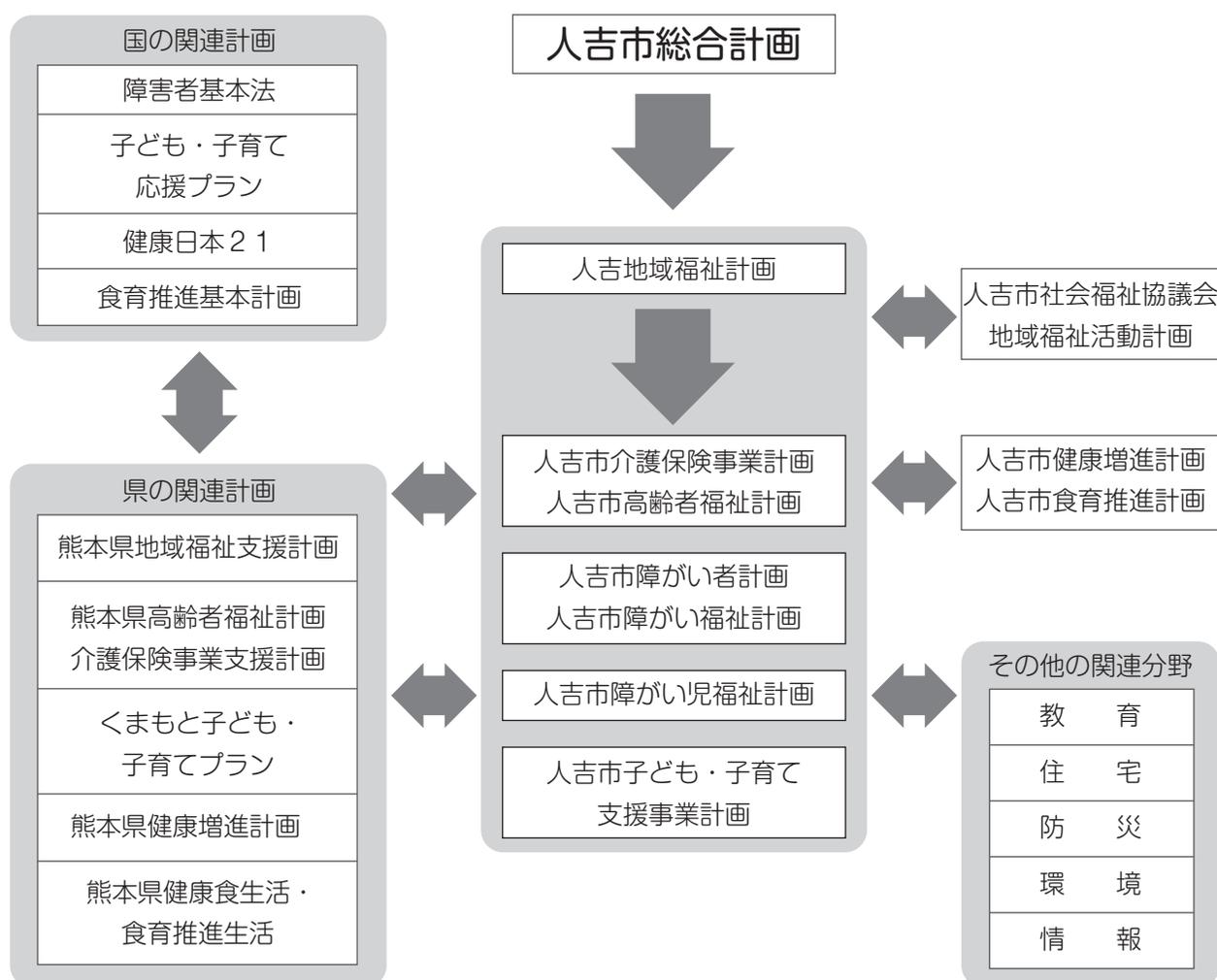
この計画は、「障害者基本法」に定める全ての障がい者を対象としつつ、障がい者及びその家族などに対する支援や地域社会での取組の方向づけとして、障がい者の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

### (2) 位置づけ（本計画と他の計画との関連）

本計画は、本市の「人吉市総合計画」及び「人吉市地域福祉計画」に掲げるまちづくりの基本目標の実現に向け、障がいのある方の施策の観点からその具体化を図る「個別計画」と位置づけるものです。

このため、他の関連計画と施策内容の調整を図るものとしています。

《障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画と他の計画との関連》



## 6 計画の期間

本計画は、障がい福祉計画を包含する長期的な計画として位置づけられることから、この計画期間を令和2年度から令和8年度までの7か年とします。

なお、本計画は今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

《障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間》

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
計 画	第1次人吉障がい者計画 平成20年度～平成29年度											第2次人吉障がい者計画 令和2年度～令和8年度								
	第2期障がい福祉計画		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画予定		第3期障がい児福祉計画

## 7 計画の策定体制

### (1) 計画策定委員会

人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会要項に基づき、計画策定の中核機関として「人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、障がい者団体、障がい者福祉施設関係者、関係機関、専門家等の意見を広く反映させ、策定作業を進めます。

### (2) 庁内部会

市庁内の関係課職員で構成する庁内部会で、第1次計画期間における事業の評価・検証、第2次に向けた拡充策等を協議し素案を計画策定委員会へ提案します。

## 8 市民参加による計画策定の手法

障がい者及び障害福祉サービス事業者等の意見を計画に反映させるため、アンケート調査及び聞き取り調査を行いました。

### (1) 障がい者等アンケート

計画を策定する上での基礎資料となる身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等、日常生活の現状とニーズを把握することを目的に、平成31年2月から3月にかけてアンケートを実施しました。

対象者は、住民基本台帳登載者の中から障がい者手帳所持者及び精神通院対象者、障害児通所サービス利用者、特別児童扶養手当受給者等、2,000人を無作為に抽出しました。有効回答率は、45.1%でした。

### (2) 意見交換会及び聞き取り調査

障害福祉サービス事業者とその利用者及び保護者との意見交換会を令和元年10月～11月に実施しました。また、在宅訪問により現在障害福祉サービスを受けられている方々の聞き取り調査を行い、本市の今後の障がい者福祉施策のあり方等についての提言をいただきました。

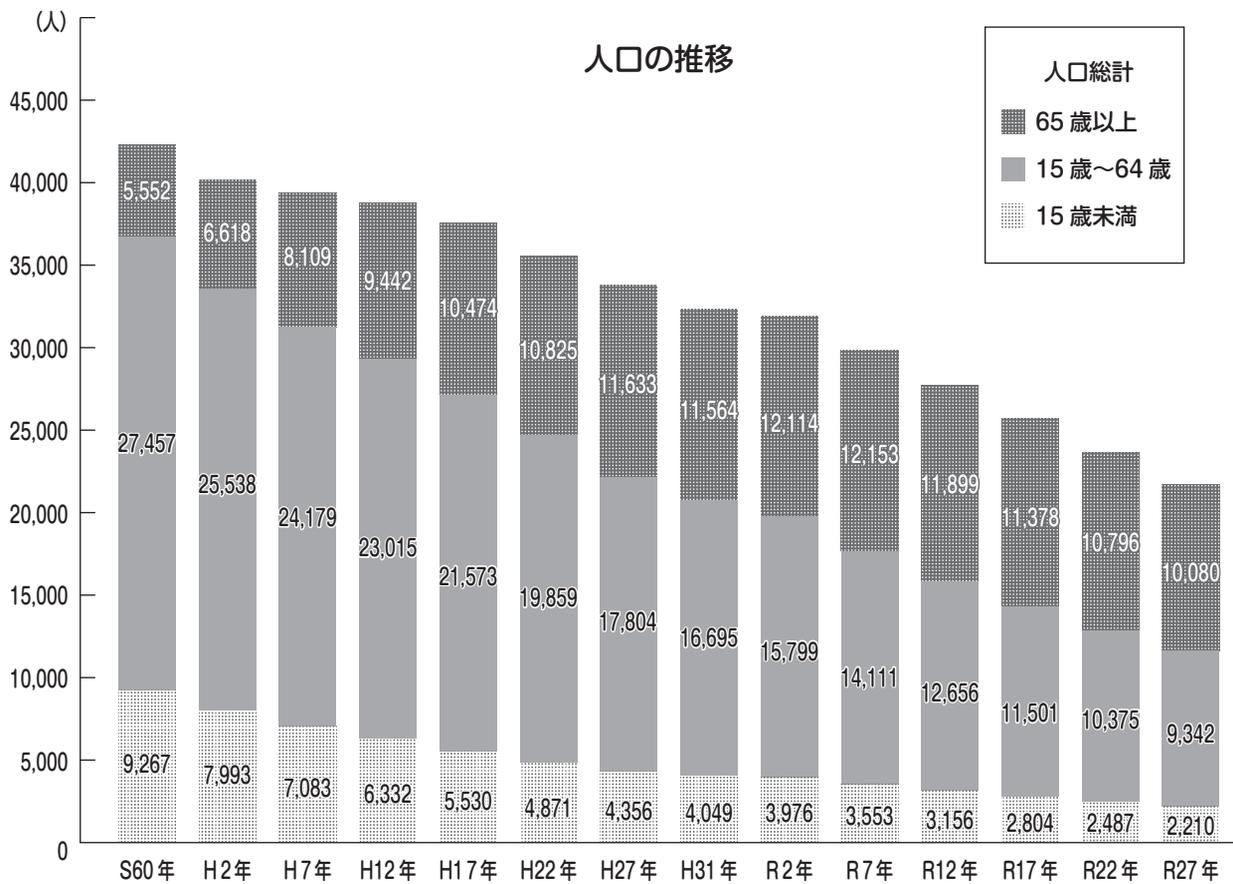
## 第2章 人吉市の障がい者の現状と課題

### 1 人吉市の動向

#### (1) 人口の推移

##### ① 人吉市の総人口の推移

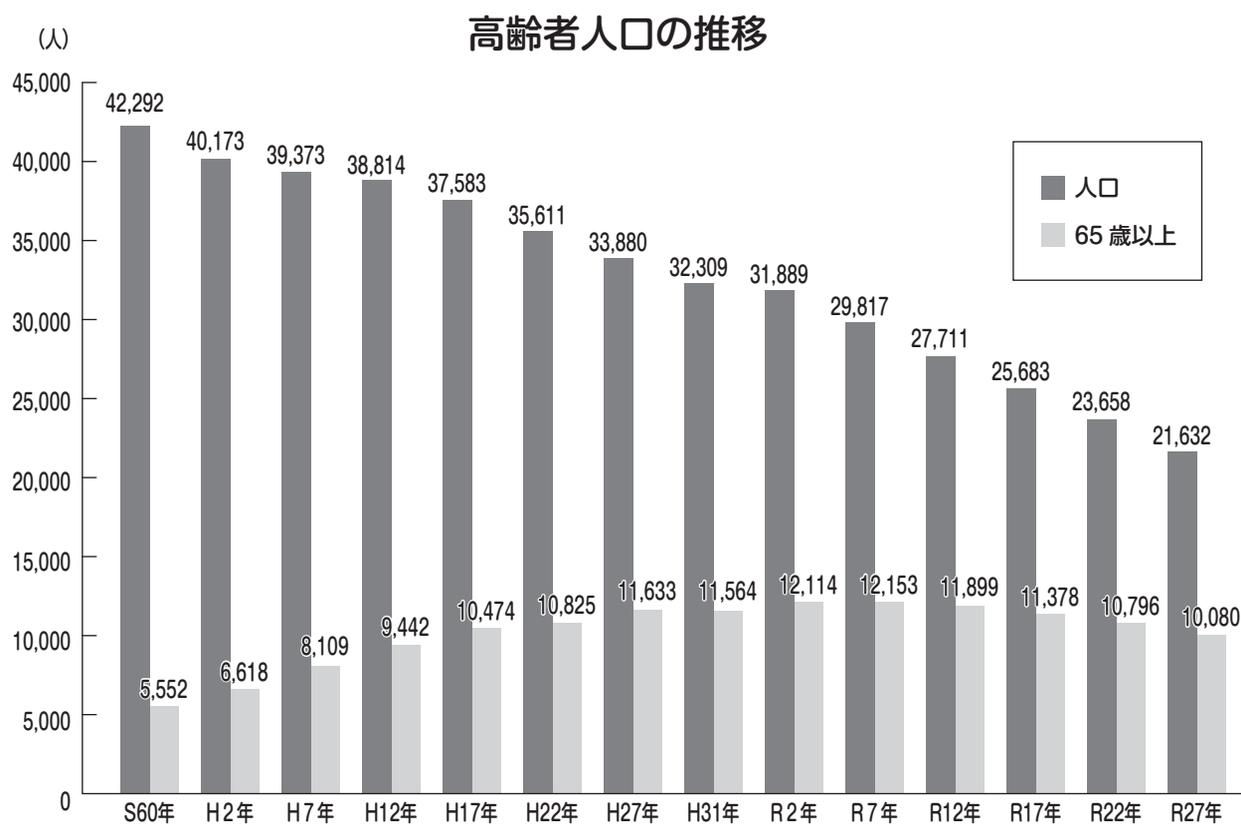
本市の人口は、昭和60年の国勢調査では42,292人でした。しかし、その後減少しています。平成31年3月末現在、人口32,309人となっており、34年間で約1万人減少しています。



出典：S60～H27：国税調査、H31：住民基本台帳、R2～R27：国立社会保障・人口問題研究所  
 ※S60年～H27年までは年齢不詳者を含むため、合計と一致しません。

② 高齢者人口の推移

本市の高齢者（65歳以上）は年々増加し、平成31年3月末現在では11,564人、総人口に占める割合（高齢化率）は、35.8%となっております。



出典：S60～H27：国勢調査、H31：住民基本台帳、R2～R27：国立社会保障・人口問題研究所

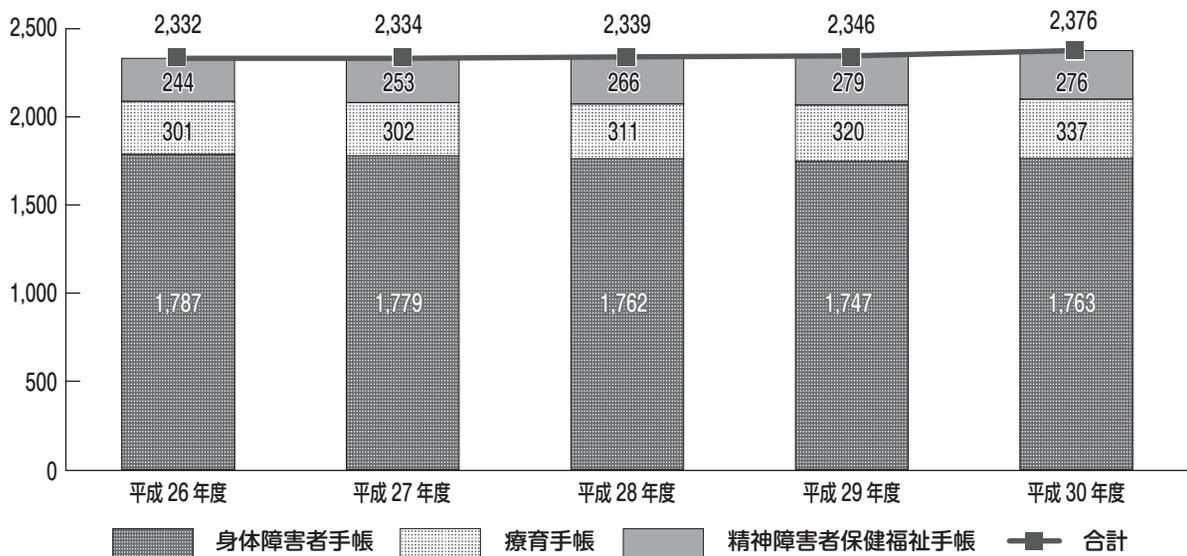
## (2) 障がいのある方の状況

### ① 人吉市の障害者手帳所持者の推移

平成31年4月1日現在の障害者手帳所持者数は2,376人（身体障害者手帳<sup>※1</sup>：1,763人、療育手帳<sup>※2</sup>：337人、精神障害者保健福祉手帳<sup>※3</sup>：276人）となっています。平成26年度と比較すると、身体障害者手帳所持者数は24人減少、療育手帳所持者数は36人増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数も32人増加しています。

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の増加は、障害者相談支援事業によって、障害福祉サービス利用などの方法が広く知られるようになったことも要因と考えられます。

《人吉市の障害者手帳所持者の推移》



資料：人吉市福祉課

- ※1…身体に障がいのある方が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能、肝臓）に分けられる。
- ※2…児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいのある方と判定された人に対して交付されるもの。障害の種類は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。
- ※3…平成7年5月に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障がいのある方の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認定を受けなければならない。

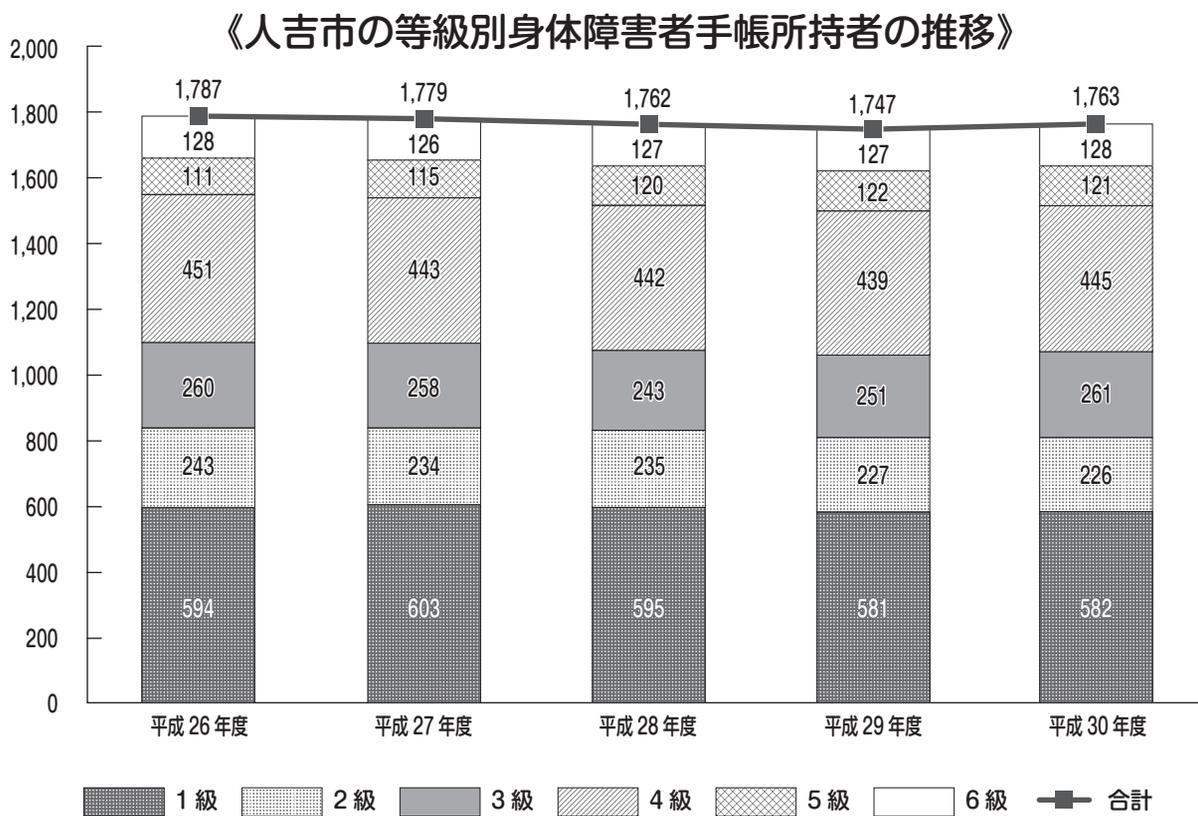
### (3) 身体障害者手帳所持者の状況

#### ① 人吉市の等級別身体障害者手帳所持者の推移

平成31年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は、1,763人となっています。

※身体障害者手帳所持者を等級別に見ると、「1級」「4級」が多くを占めています。「1級」「2級」の重度の障がいのある方が増加することにより、1人当たりの医療費とともに障害福祉サービスについても高額となる傾向があり本市における社会保障費の増加が予想されます。

今後は、障がいの原因となる疾病の予防や早期治療に向けた取組も重要となります。



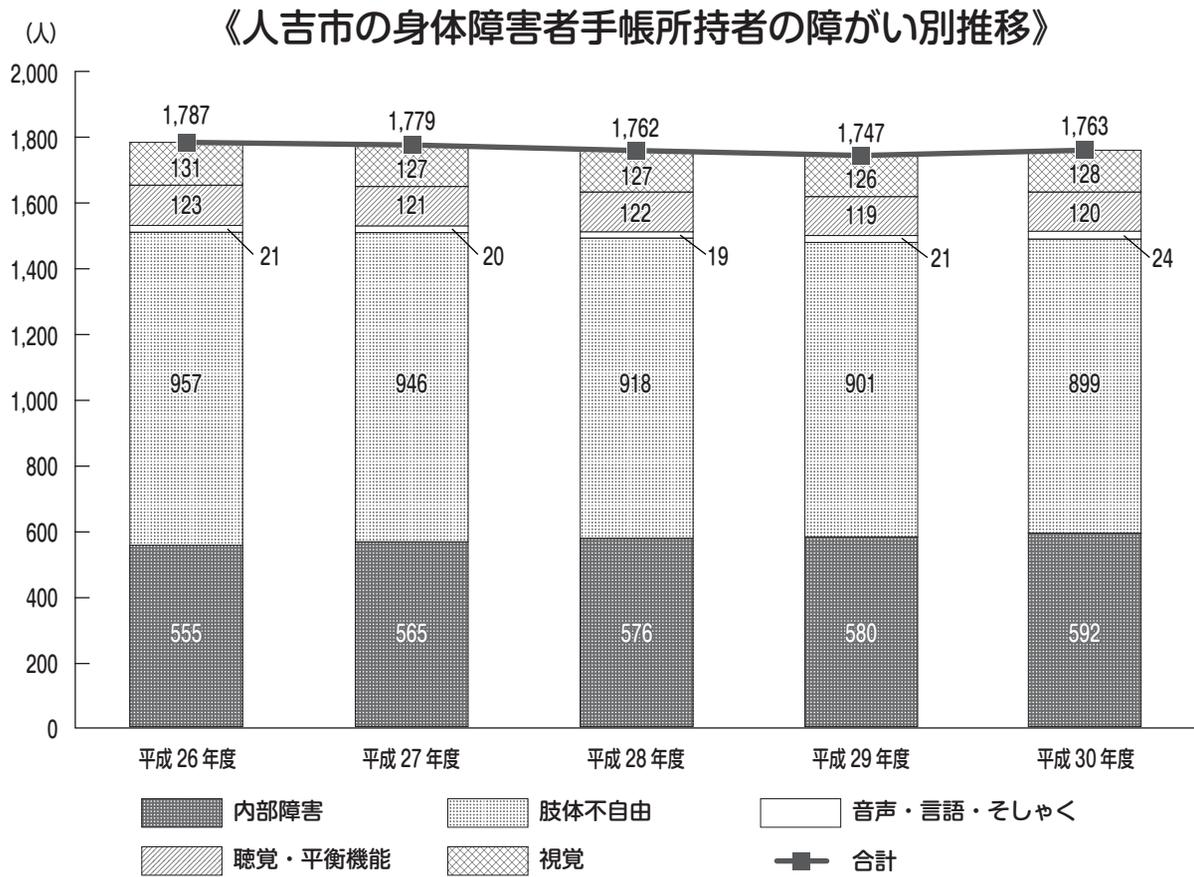
資料：人吉市福祉課

※障がいの範囲：視覚、平行機能、音声、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がい。

※障がいの程度：1級から6級まで

② 人吉市の身体障害者手帳所持者の障がい別内訳の推移

平成31年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を障がい部位別にみると、「肢体不自由」が899人で最も多く、次いで「内部障害」(592人)、「視覚障害」(128人)、「聴覚・平衡機能障害」(120人)、「音声・言語・そしゃく機能障害」(24人)となっています。  
 すべての障がいを部位別構成比の推移で見ると、ほぼ横ばいとなっています。

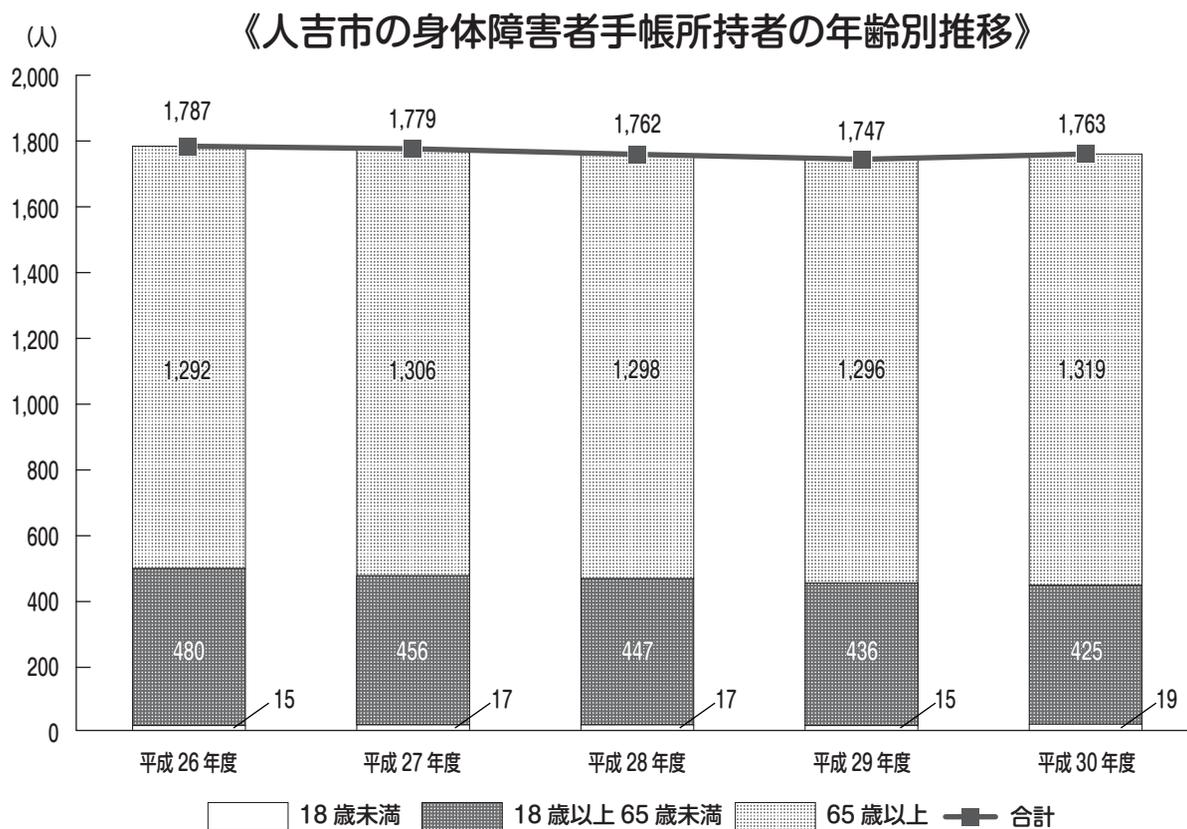


資料：人吉市福祉課

③ 人吉市の身体障害者手帳所持者年齢別推移

平成31年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は19人、「18歳以上65歳未満」は425人、「65歳以上」は1,319人となっています。

年齢別構成比の推移でみると、いずれの年度も「65歳以上」が7割以上を占めています。



資料：人吉市福祉課

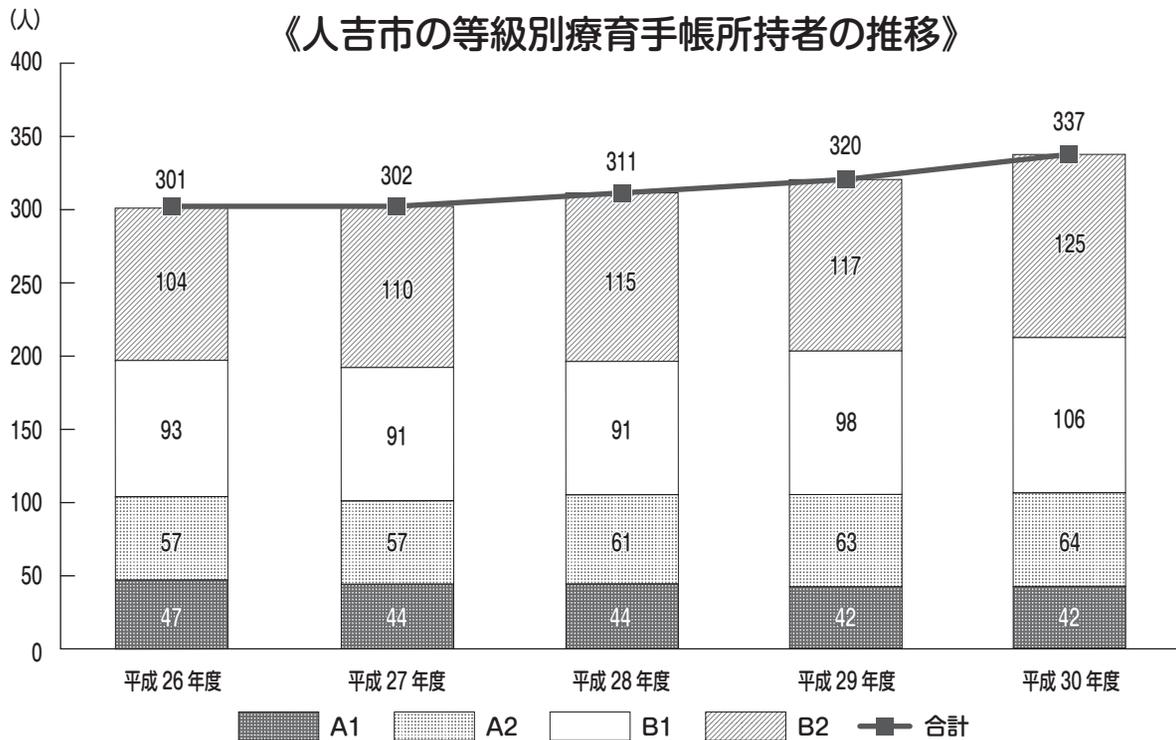
(4) 療育手帳所持者の状況

① 人吉市の等級別療育手帳所持者の推移

平成31年4月1日現在の療育手帳所持者数は337人(※「A1」42人、「A2」64人、「B1」106人、「B2」125人)となっており増加傾向にあります。

判定別の推移で見ると、「療育手帳 A1・A2」はほぼ横ばい、「療育手帳 B1・B2」は増加しており、全体としては増加傾向を示しています。

判定別構成比の推移で見ると、いずれの年度も「療育手帳 B」が「療育手帳 A」を上回り、年々その傾向は強くなっています。療育手帳所持者の増加は、相談支援体制の充実等による早期療育への取組の結果、申請者数が増加したものと考えられます。

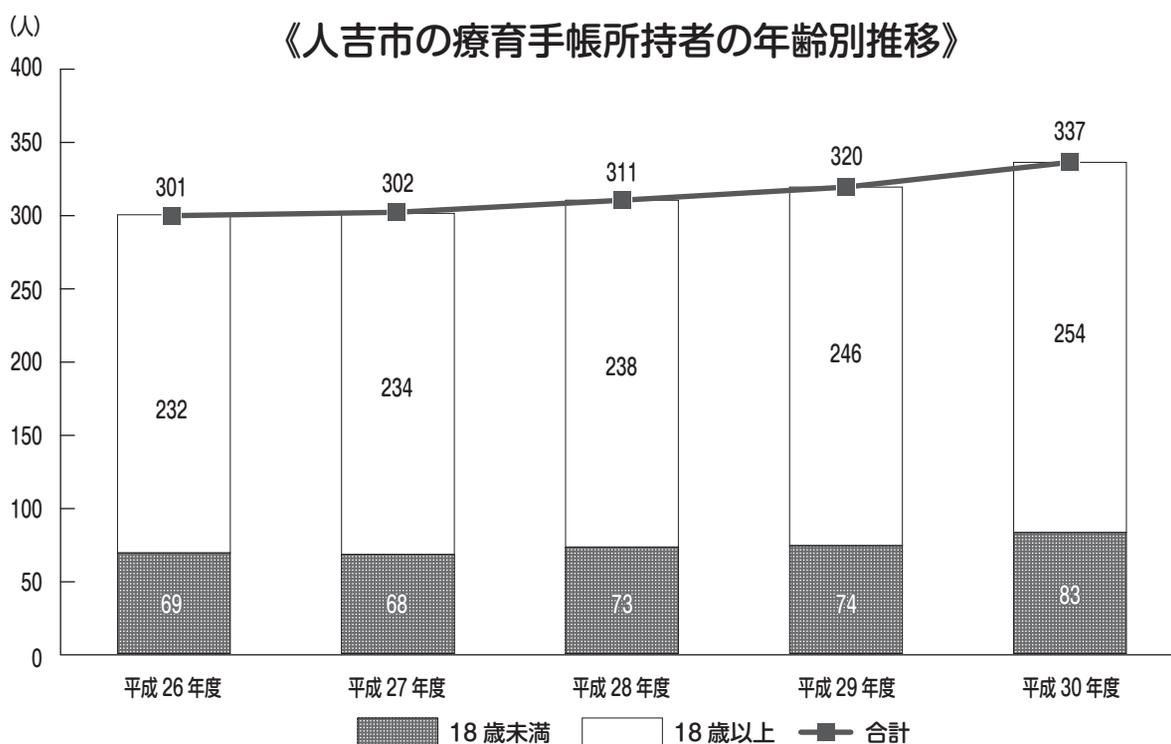


資料：人吉市福祉課

※ A1 (最重度)：生活全般に常時援助が必要    A2 (重度)：日常生活に常時援助が必要  
 B1 (中度)：日常生活に援助が必要            B2 (軽度)：日常生活はできる

② 人吉市の年齢別療育手帳所持者の推移

平成31年4月1日現在の療育手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は83人、「18歳以上」は254人となっており、「18歳未満」、「18歳以上」はともに増加傾向にあります。年齢別構成比の推移でみると、いずれの年度も「18歳以上」が7割以上を占めています。18歳未満の療育手帳所持者の増加の理由は、相談支援事業等による早期療育支援の取り組みによるものと考えられます。

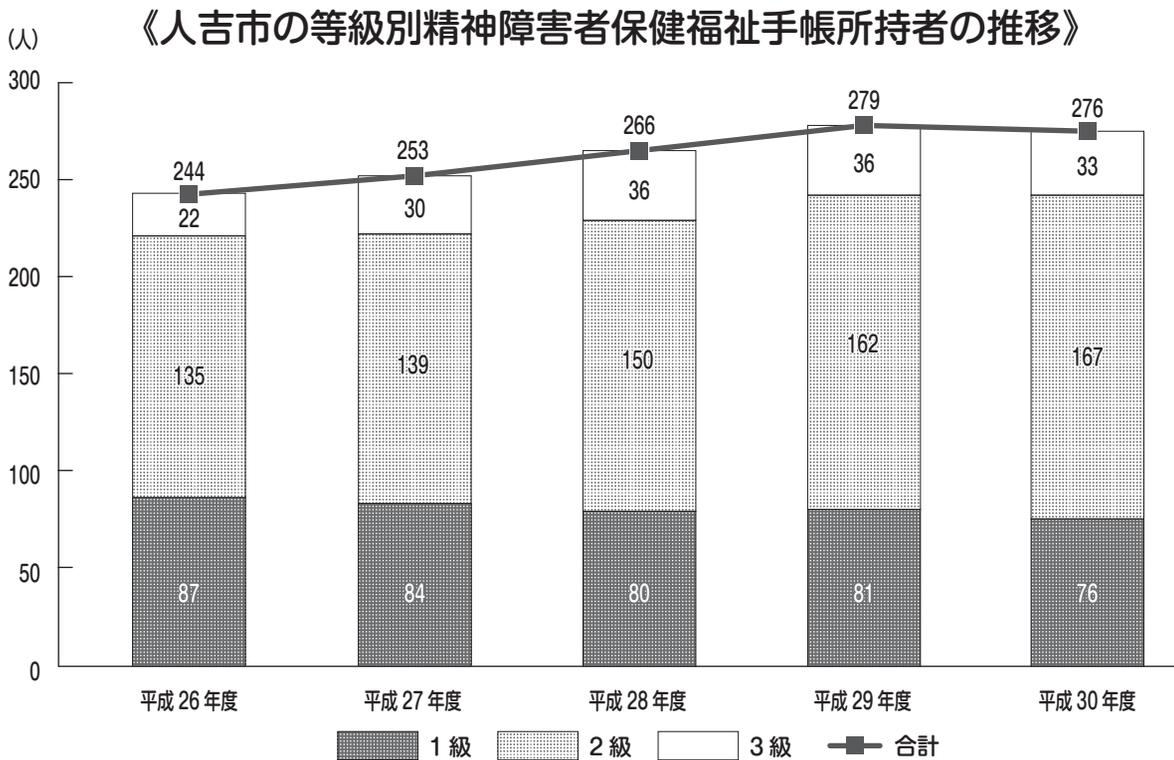


資料：人吉市福祉課

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 人吉市の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

平成31年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は276人（※「1級」76人、「2級」167人、「3級」33人）となっており、平成26年度以降増加傾向にあります。等級別の推移をみると、「2級」、「3級」は全体と同様に増加傾向にあるものの、「1級」は減少傾向にあります。等級別構成比の推移をみると、平成26年度以降「2級」、「3級」が増加傾向にあり、「2級」が過半数を占めています。



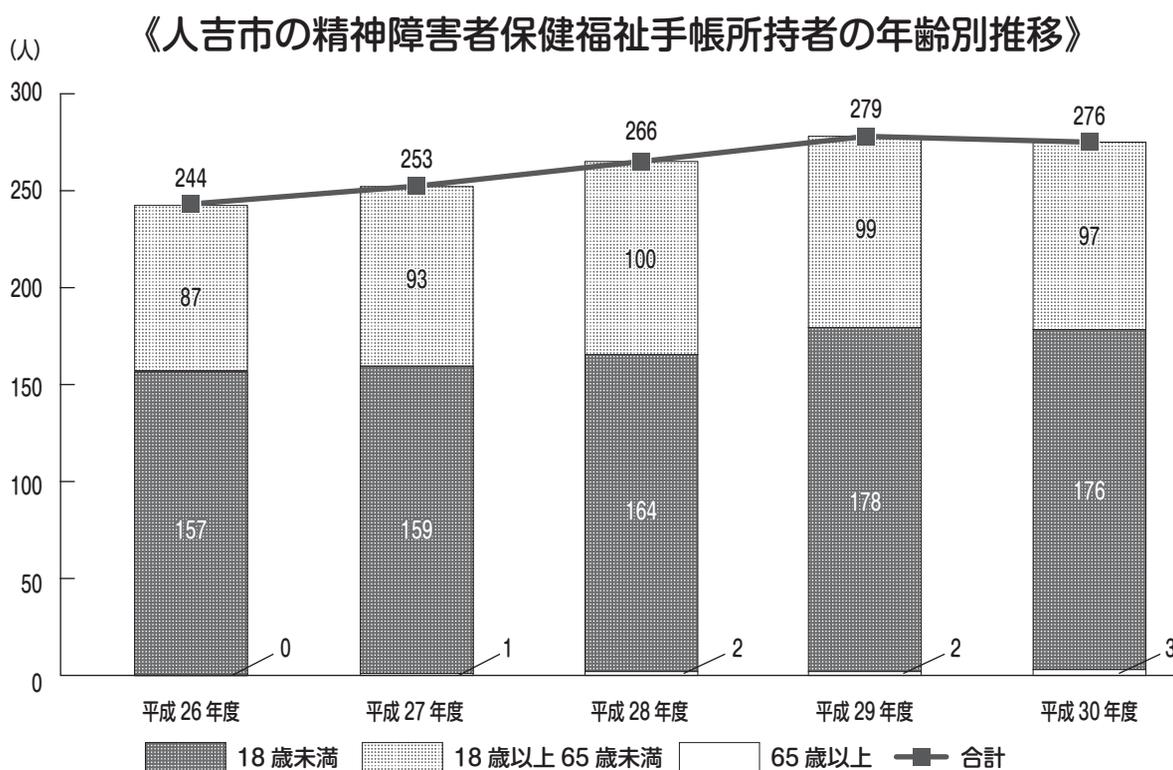
資料：人吉市福祉課

- ※ 1級：常に誰かの助けがなければ日常生活を送ることが難しい等。
- 2級：他人の助けを時々借りなければ日常生活をうまく過ごせない等。
- 3級：一人で外出できるが、大きなストレスがかかる状況が生じると対処が難しい等

② 人吉市の年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

平成31年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は3人、「18歳以上65歳未満」は176人、「65歳以上」は97人となっています。

年齢別構成比の推移でみると、いずれの年度も「18歳以上65歳未満」が6割以上を占めています。

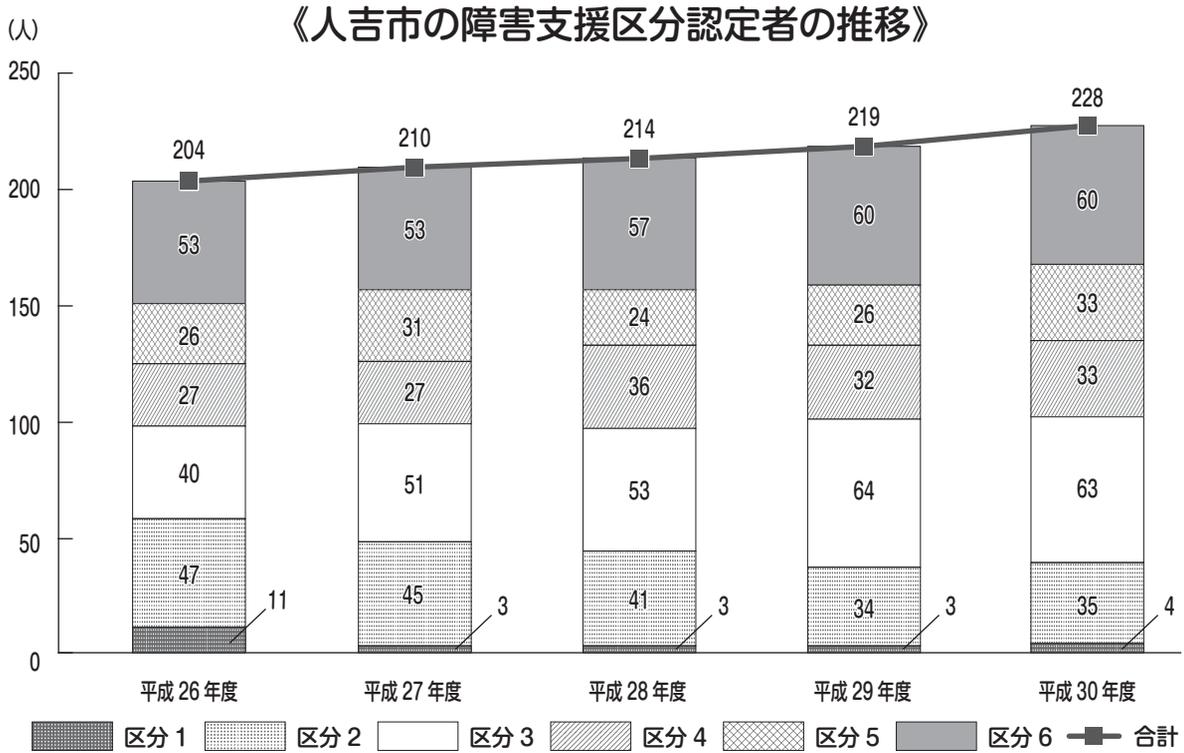


資料：人吉市福祉課

(6) 障害支援区分別支給認定者の推移

① 人吉市の障害支援区分認定者の推移

各年度の障がいのある方の障害支援区分認定者数を障害支援区分別にみると、平成30年度は「区分3」「区分6」が共に最も多く、それぞれが全体の約3割を占めています。



資料：人吉市福祉課

## (7) 指定難病にかかる医療費の助成状況

### ① 指定難病医療受給者証所持者数《人吉市に住所を有する》

平成31年3月末現在、指定難病として医療費援助の対象となっている本市に住所を有する難病※患者数は291人であり、増加傾向にあります。また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病数が358に拡大され、さらに障害福祉サービスの周知を図る必要があります。

※難病：原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

### 指定難病医療受給者証所持者数と疾患群別件数（単位：人）

		平成29年度 (平成30年3月末日時点)	平成30年度 (平成31年3月末日時点)
人吉保健所		692	727
人吉市		284	291
内訳 (疾患群別) ※人吉市	血液系	12	14
	免疫系	37	47
	内分泌系	11	10
	代謝系	2	2
	神経・筋系	91	98
	視覚系	4	4
	聴覚・平衡機能系	0	0
	循環器系	3	2
	呼吸器系	15	11
	消化器系	57	61
	皮膚・結合組織	27	19
	骨・関節系	23	19
	腎泌尿器系	7	9
	耳鼻科系	0	0
	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	0	0
	計	289	296

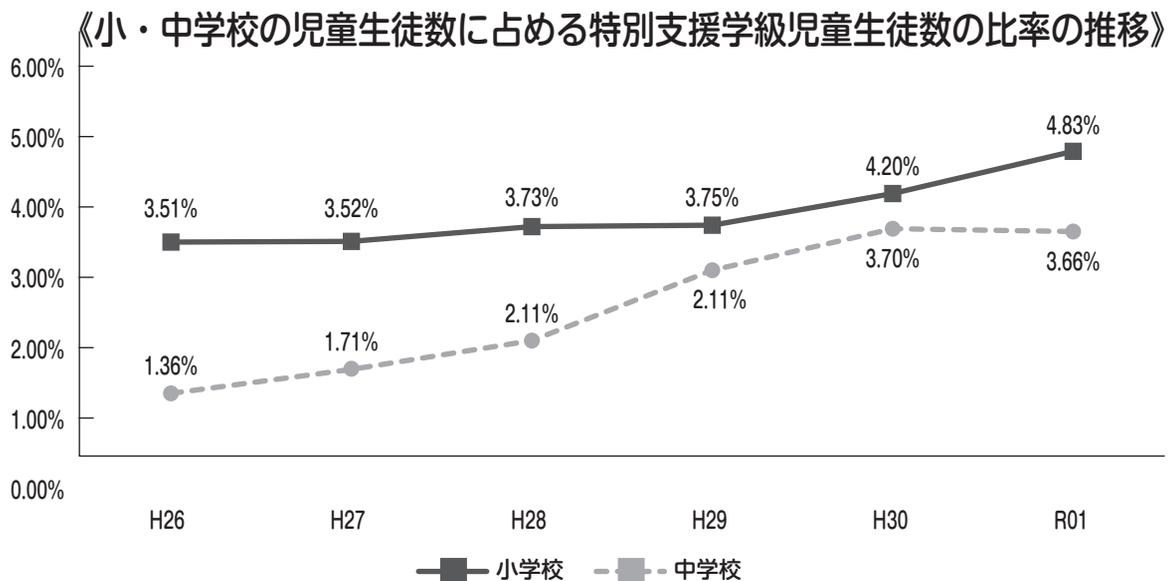
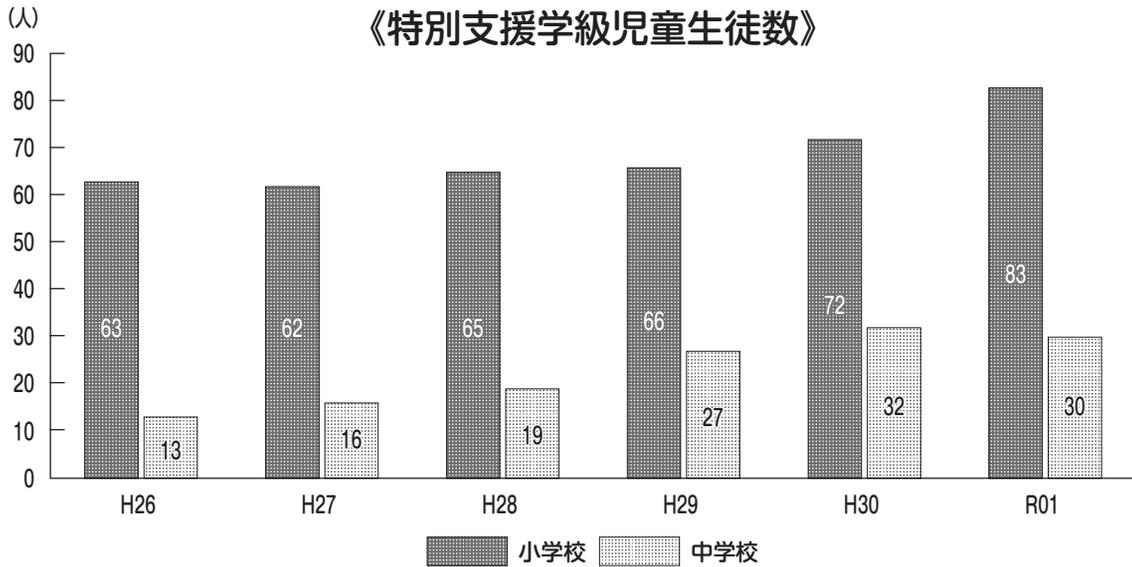
※複数疾患の場合は、それぞれ1つの疾患としてカウントされています。

(資料提供：熊本県平成30年度複数疾患5件あり。(実数291件、延べ296件))

(8) 就学状況

① 人吉市内の小・中学校児童生徒数に占める特別支援学級児童生徒数の比率の推移

平成31年4月1日現在の人吉市内の小・中学校における特別支援学級児童生徒数の割合は増加傾向にあります。



資料提供：人吉市教育委員会

障害福祉サービスにおいては、支援を必要とする児童生徒の一時預かりや、長期休暇中の過ごし方として、日中一時支援事業や放課後等デイサービスへのニーズが増加しています。家族の負担軽減や、療育支援体制の整備が必要となります。

## 2 アンケート調査結果

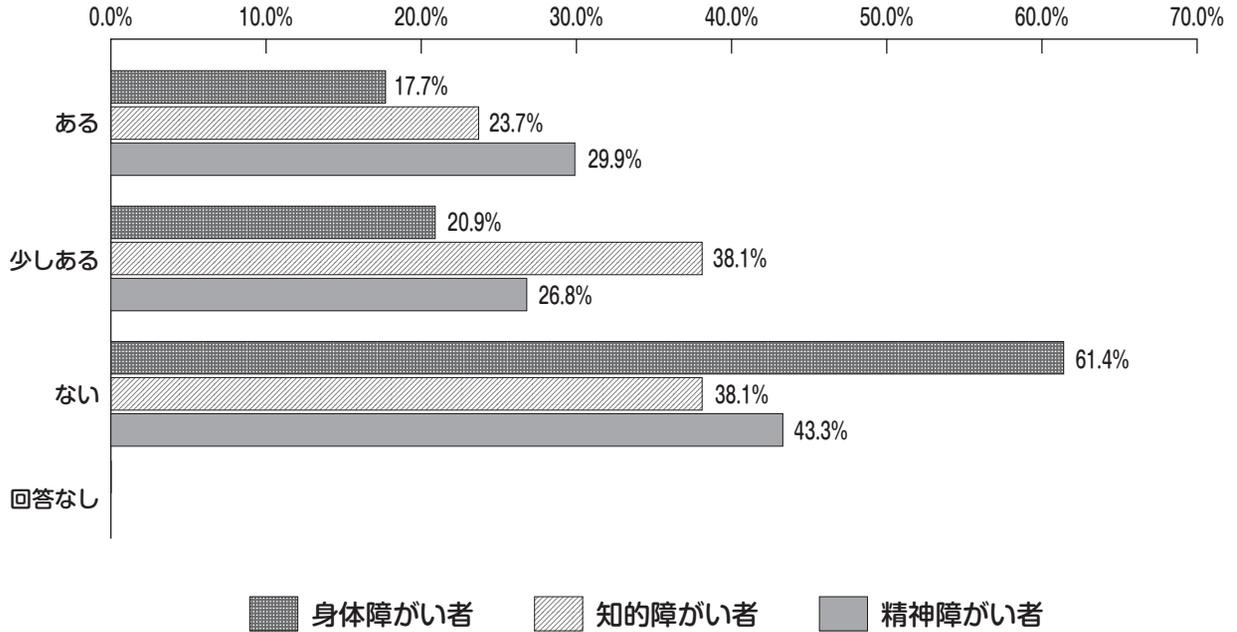
### (1) 調査方法等

- ① 調査対象者：人吉市に居住する住民  
(障害者手帳所持者及び精神通院対象者、障害児通所サービス利用者、特別児童扶養手当受給者)
- ② 調査方法：郵送による配付・回収
- ③ 調査期間：平成31年2月～3月
- ④ 配付件数・回収状況等
  - ・配付件数：2,000件（手帳所持者 1,492名、その他 508名）  
※その他：精神通院対象者、障害児通所サービス利用者、特別児童扶養手当受給者）
  - ・回収件数：909件（無効回答7件）
  - ・回収率：45.5%
  - ・有効回答率：45.1%

(2) 調査結果 (概要)

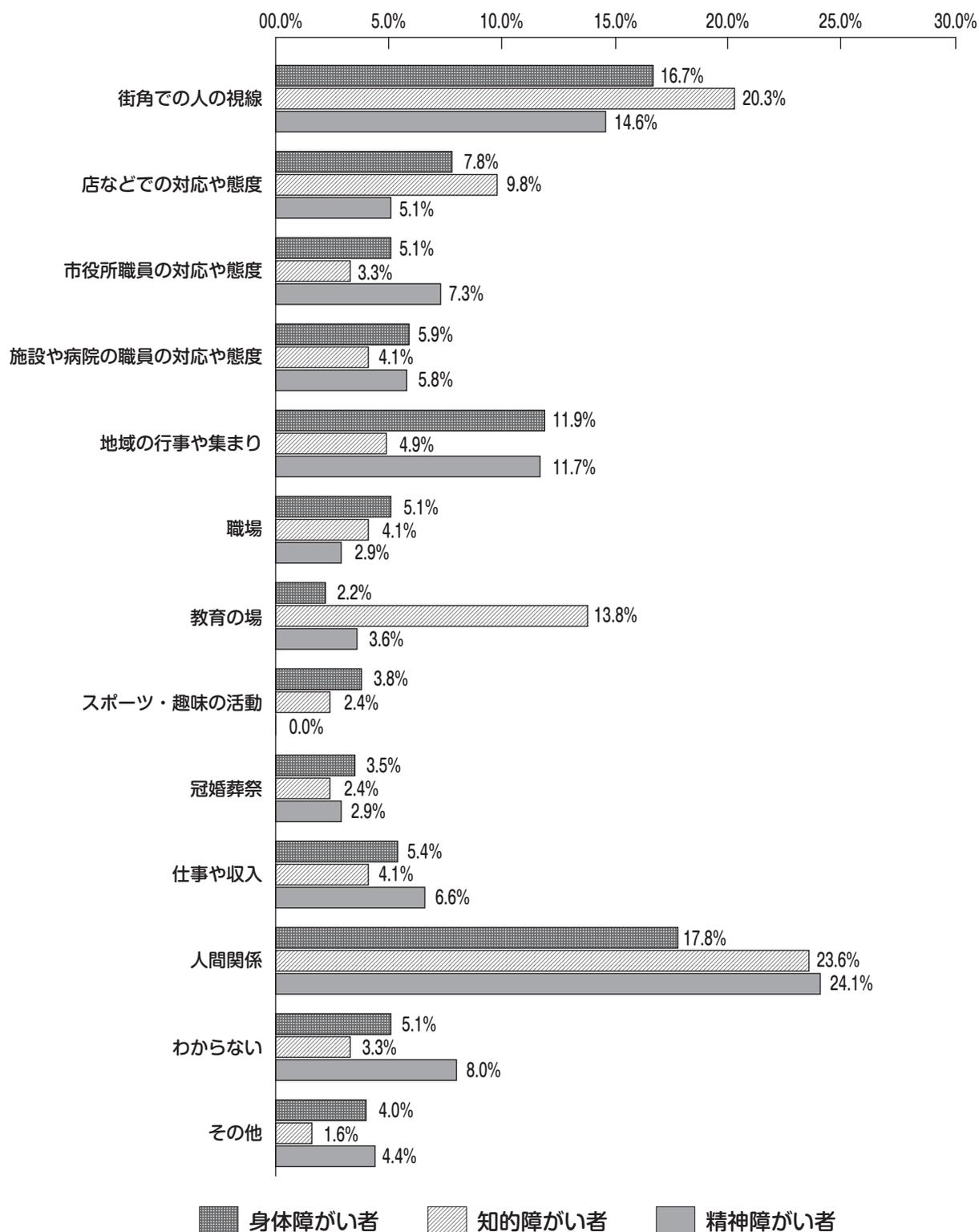
① 障がい者への理解と交流

問 39. あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする (した) ことがありますか。



障がい者 (児) 本人が、「障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがありますか」に対して全体で「ある」と「少しはある」と回答した方の合計が全体の約5割を占めています。障がい種別で見ると、身体障がい者 38.6%、知的障がい者 61.8%、精神障がい者 56.7%となっています。

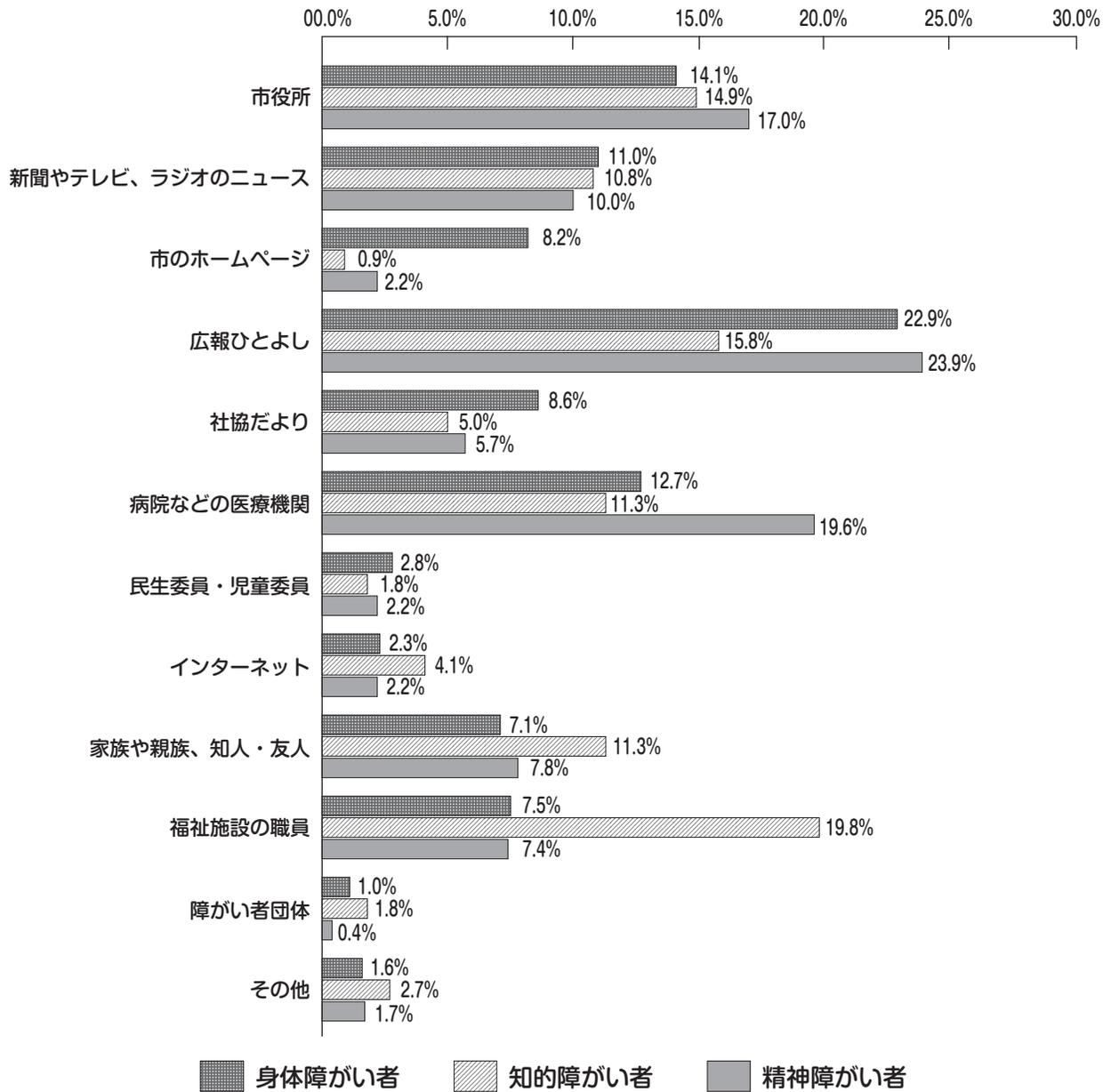
## 問39-1. どのようなときに差別や嫌な思いをしましたか。(3つまで○)



どのようなときに障がい者に対する差別や嫌な思いをするかについては、「人間関係」が身体障がい者 17.8%、知的障がい者 23.6%、精神障がい者 24.1%と最も多く、次いで、「街角での視線」が身体障がい者 16.7%、知的障がい者 20.3%、精神障がい者 14.6%と多くなっています。

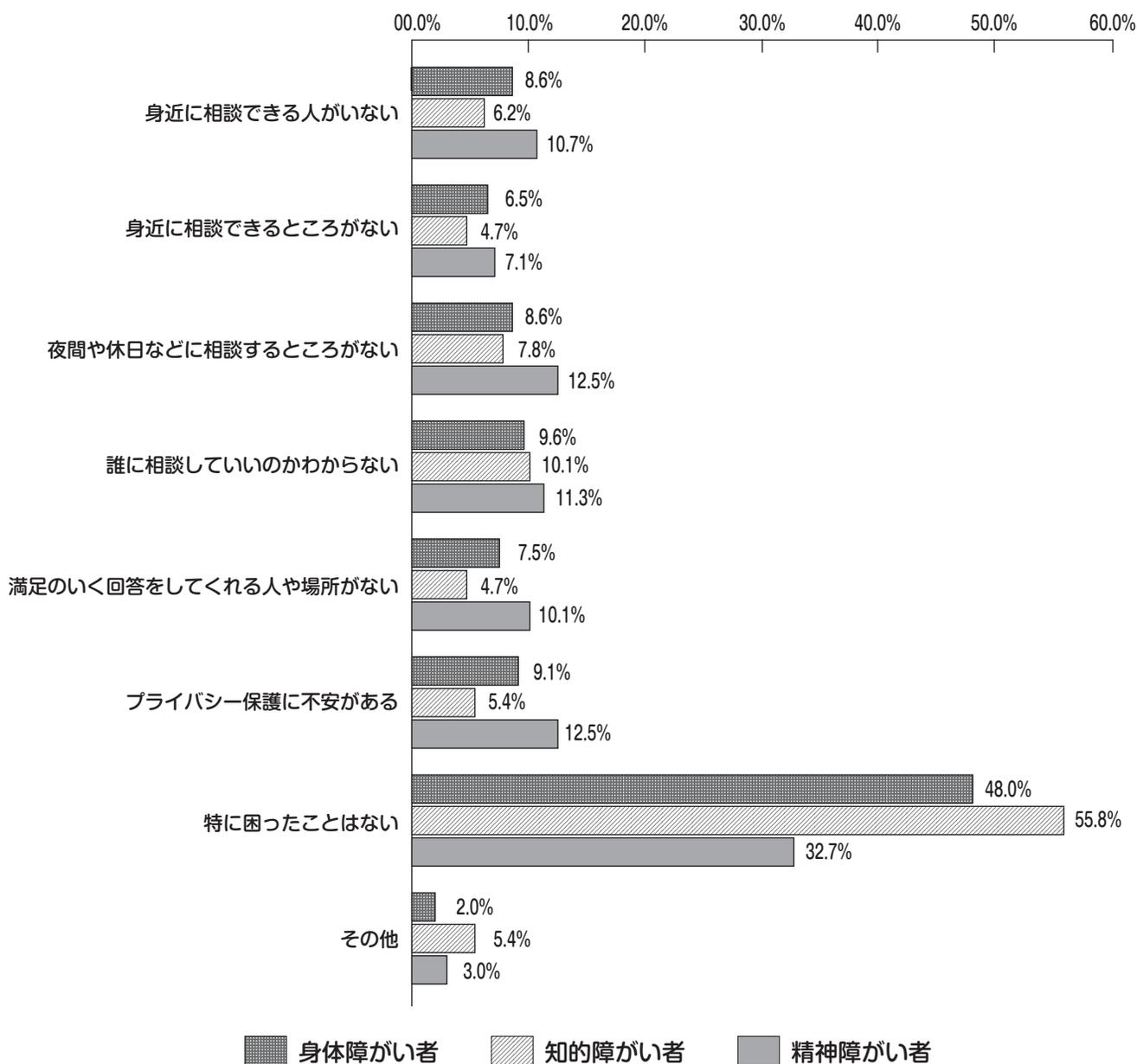
② 相談・情報提供

問 38. あなたは福祉に関する情報を、どこから知ることが多いですか。(3つまで○)



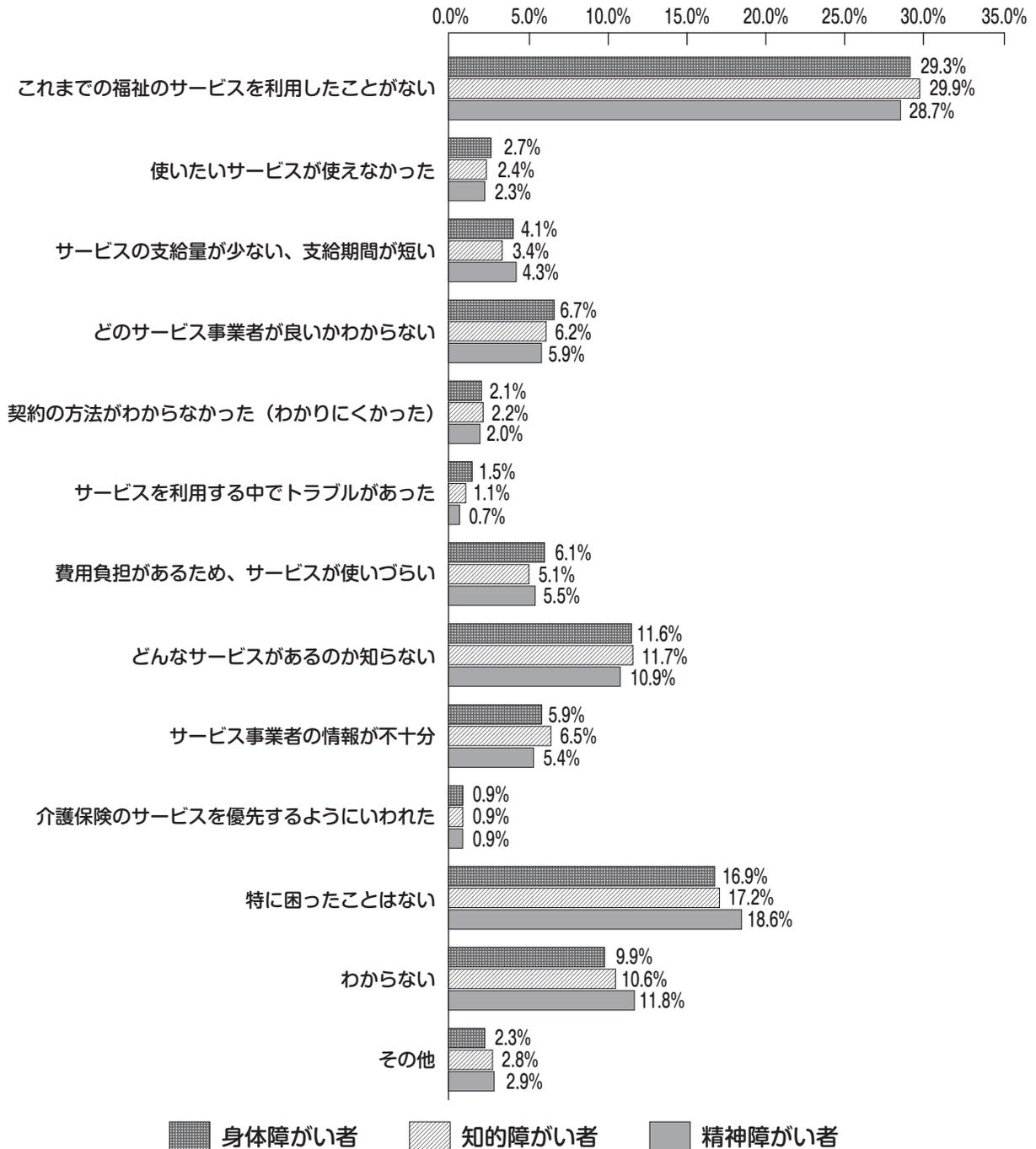
障がい者（児）本人における障がい福祉に関する情報源については、身体障がい者と精神障がい者は「広報ひとよし」でそれぞれ 22.9%と 23.9%、知的障がい者は、「福祉施設の職員」で 19.8%と最も多くなっています。

## 問32. 相談したいときに困ることがありますか



また、相談したいときに困ることがあるかについては、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも「特に困ったことはない」が最も多く、次いで、身体障がい者と知的障がい者は「誰に相談してよいのかわからない」でそれぞれ9.6%と10.1%となっています。精神障がい者は「夜間や休日などに相談するところがない」及び「プライバシー保護に不安がある」が12.5%と多くなっています。

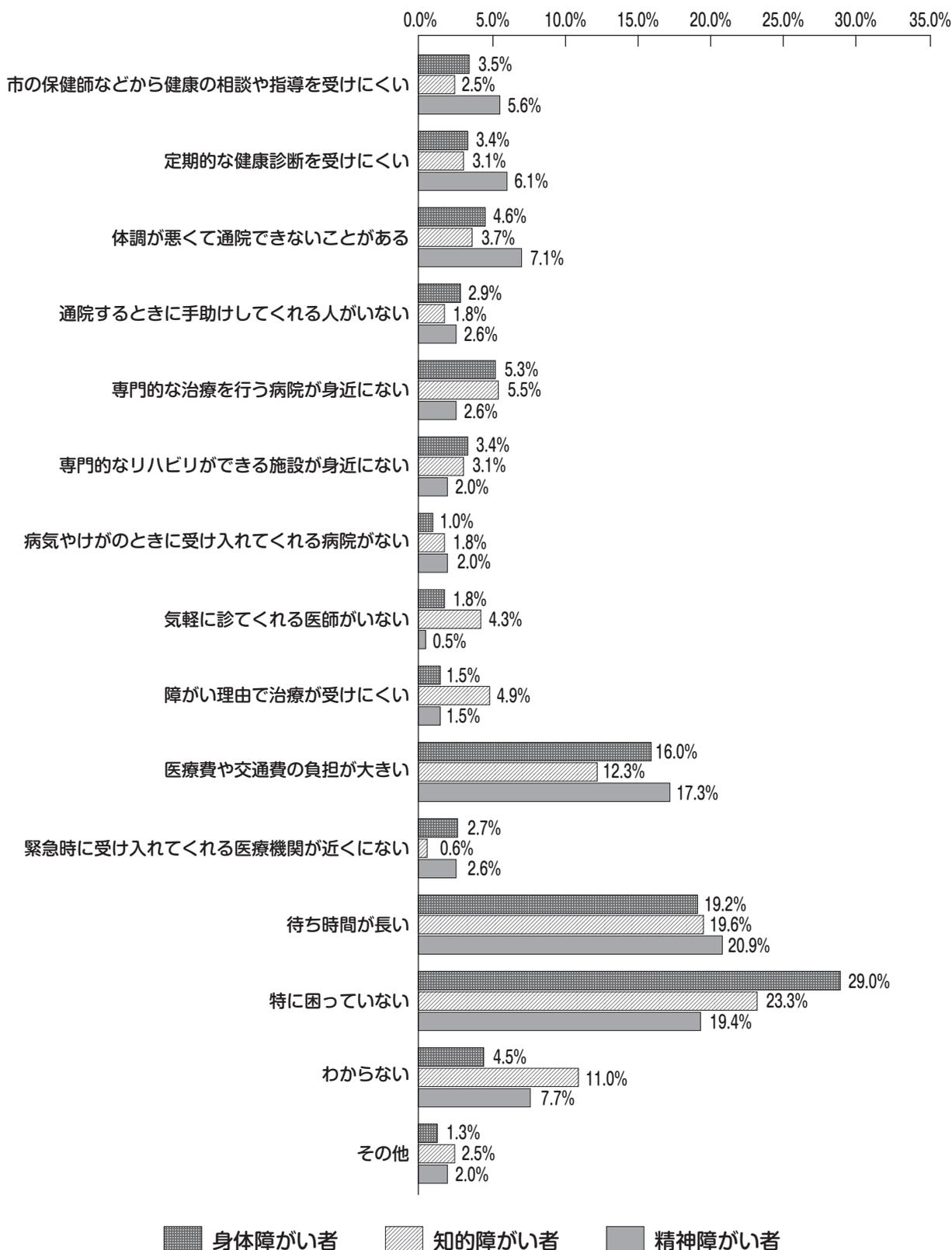
問 35. 福祉サービス等を利用するときに何か困ったことがありましたか。



また、福祉サービスを利用する時に困ったことは無かったかに対し、「特に困ったことはない」の回答を除き、「これまで福祉サービスを利用したことが無い」が、身体障がい者29.3%、知的障がい者29.9%、精神障がい者28.7%と最も多く、「どんなサービスがあるのか知らない」が、身体障がい者11.6%、知的障がい者11.7%、精神障がい者10.9%と次に多くなっています。

③ 保健・医療について

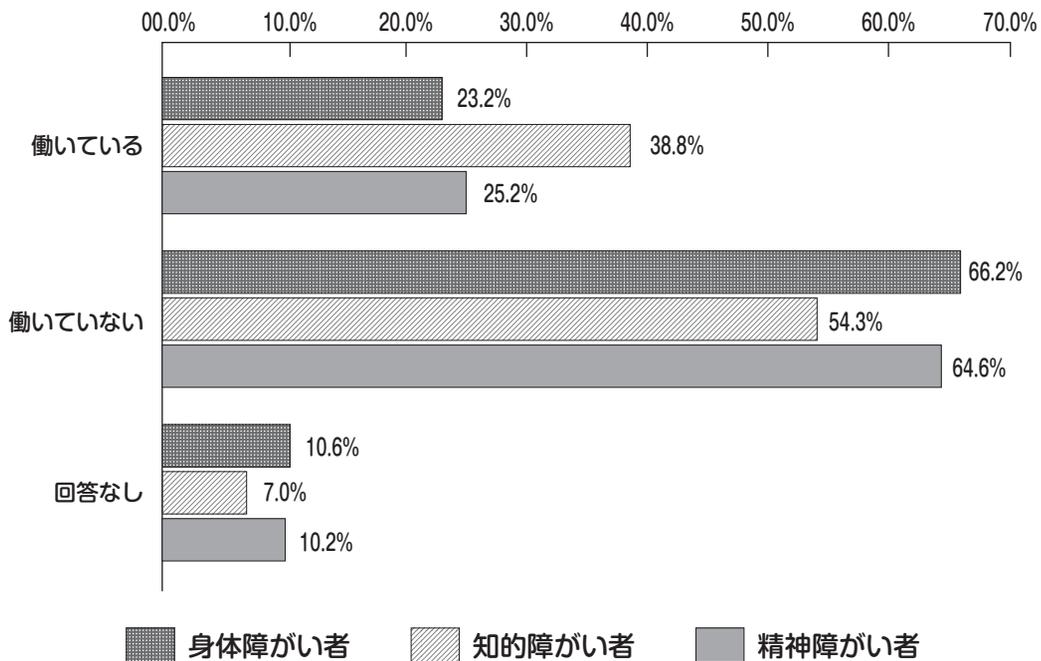
問 30. あなたが、保健や医療について困っていることは、どのようなことですか。  
(3つまで○)



全体で見ると、「特に困っていない」の回答を除き、「待ち時間が長いこと」が最も多く、次いで「医療費や交通費の負担が大きい」となっています。障がい種別に見ると、「待ち時間が長いこと」が身体障がい者 19.2%、知的障がい者 19.6%、精神障がい者 20.9%と最も多く、「医療費や交通費の負担が大きい」が身体障がい者 16.0%、知的障がい者 12.3%、精神障がい者 17.3%と多くなっています。

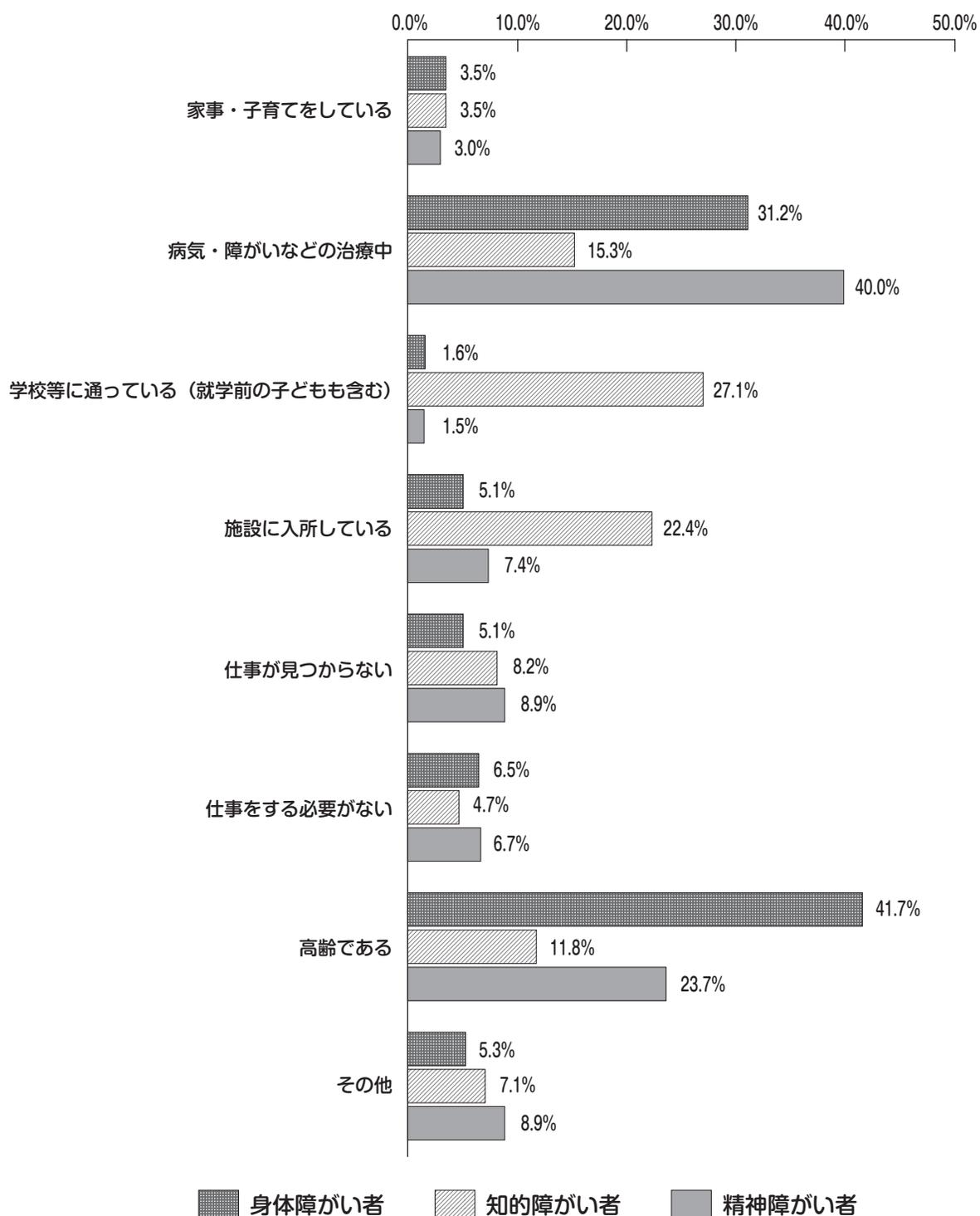
④ 雇用・就労について

問 20. あなたは現在、働いていますか。(〇は1つだけ)



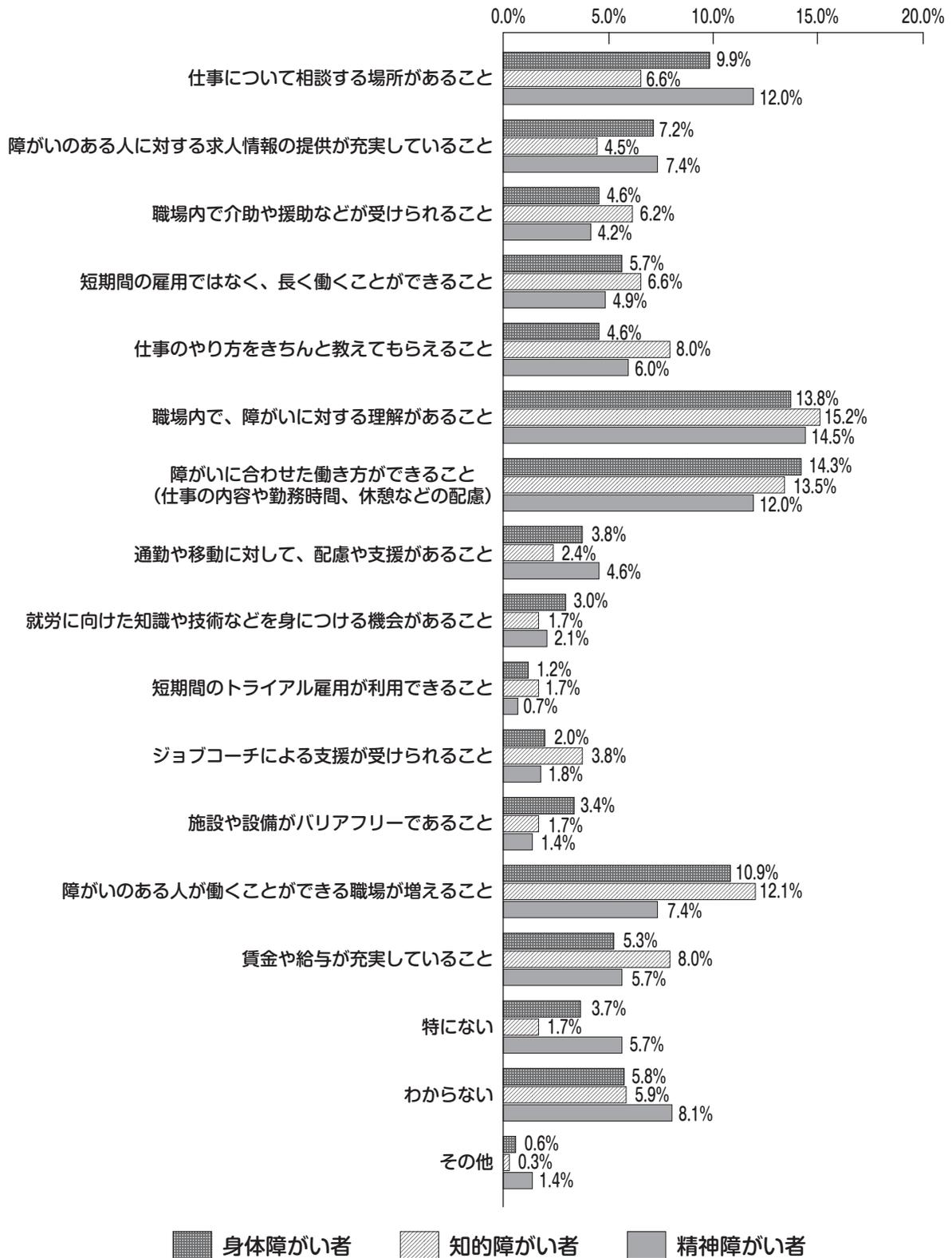
働いているかどうかについて、「働いていない」が身体障がい者 66.2%、知的障がい者 54.3%、精神障がい者 64.6%と最も多い状況です。

## 問 20-4. 現在、あなたが働いていない理由は何ですか。(〇は1つだけ)



働いていない理由については、「病気・障がいなどの治療中」が約3割と最も多く、障がい種別に見ると、身体障がい者は「高齢である」が41.7%、知的障がい者は「学校等に通っている」27.1%、精神障がい者は「病気・障がいなどの治療中」40.0%という回答でした。

問 21. あなたは、障がいのある人が働く場合、どのような配慮が必要だと思いますか。  
(3つまで○)

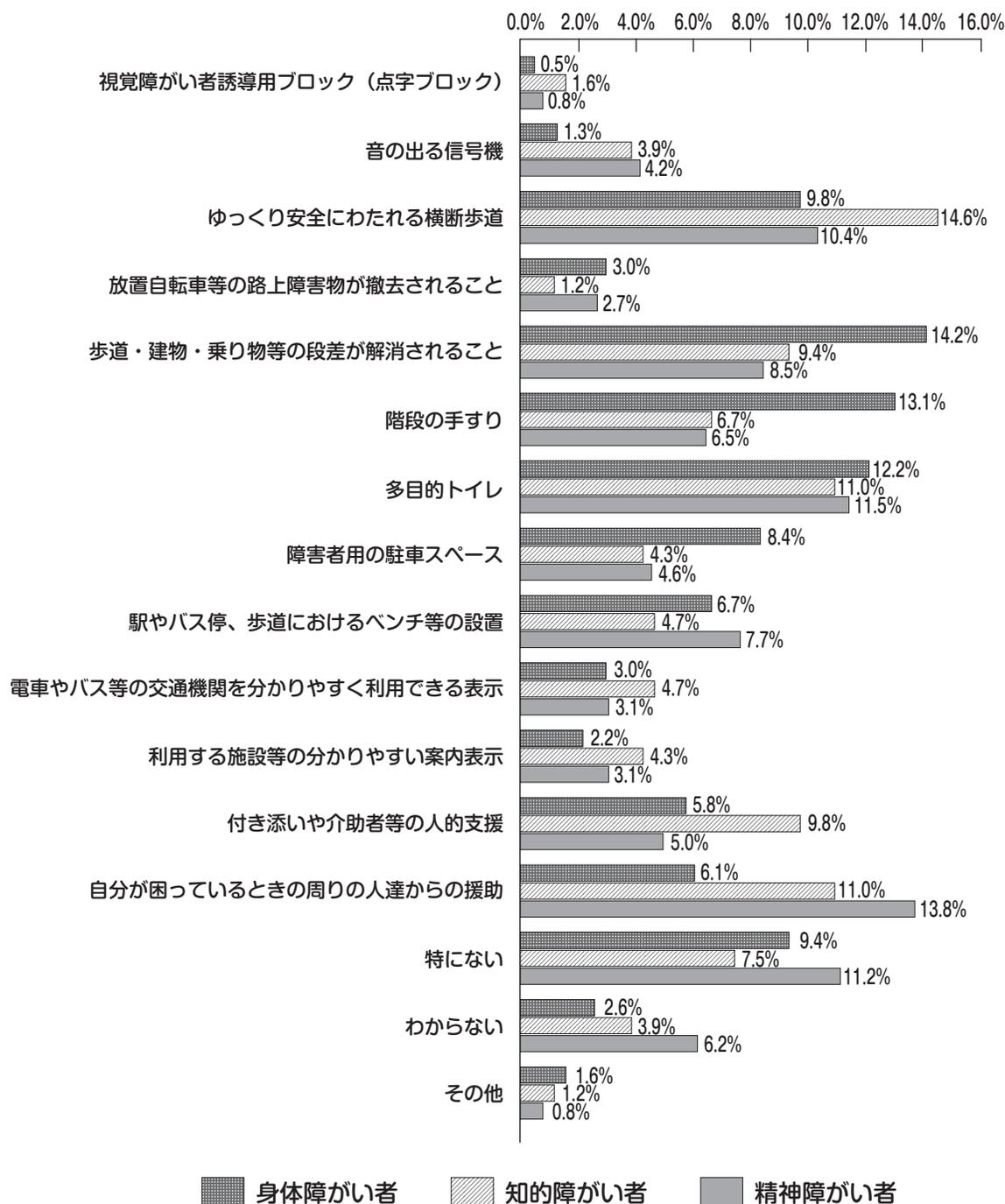


障がいのある人が働くときに必要な配慮について全体的に見ると、「職場内で、障がいに対する理解があること」15.0%、「障がいに合わせた働き方ができること」14.0%、「仕事について相談する場所があること」10.0%となっています。

また、障がい種別に見ると、身体障がい者は「障がいに合わせた働き方ができること」が14.3%、知的障がい者は「職場内で、障がいに対する理解があること」が15.2%、精神障がい者は「仕事について相談する場所があること」と「障がいに合わせた働き方ができること」が同率で12.0%と最も多くなっています。

⑤ 生活環境の整備について

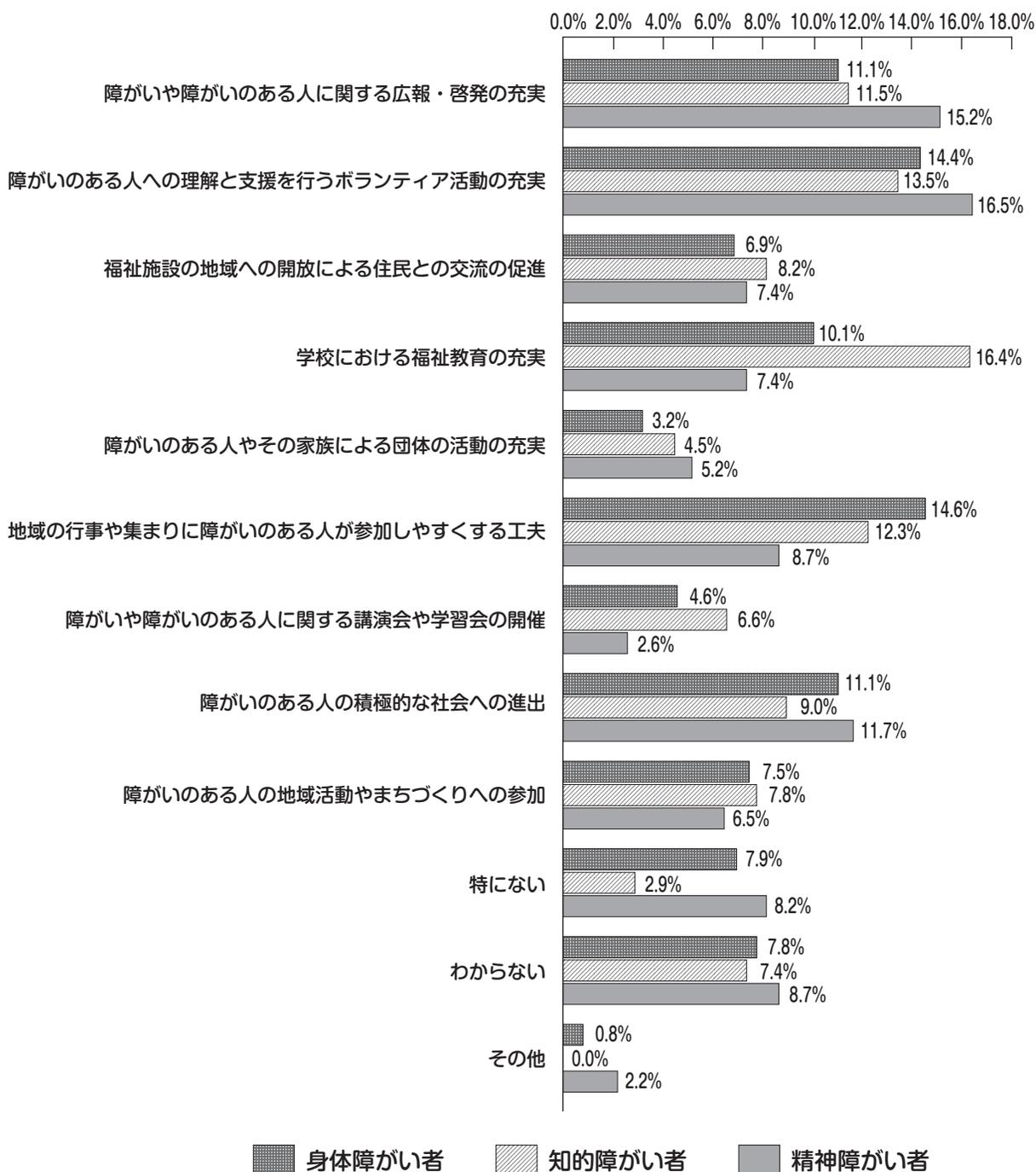
問 16. あなたが外出する時、充実してほしいことはありますか。(○は3つまで)



全体的に見ると、「歩道・建物・乗り物等の段差が解消されること」12.3%、「ゆっくり安全に渡れる横断歩道」11.2%、「多目的トイレ」10.9%となっています。また、障がい種別に見ると、身体障がい者は「歩道・建物・乗り物等の段差が解消されること」14.2%、知的障がい者は「ゆっくり安全にわたれる横断歩道」14.6%、精神障がい者は「自分が困っているときの周りの人達からの援助」13.8%と最も多くなっています。

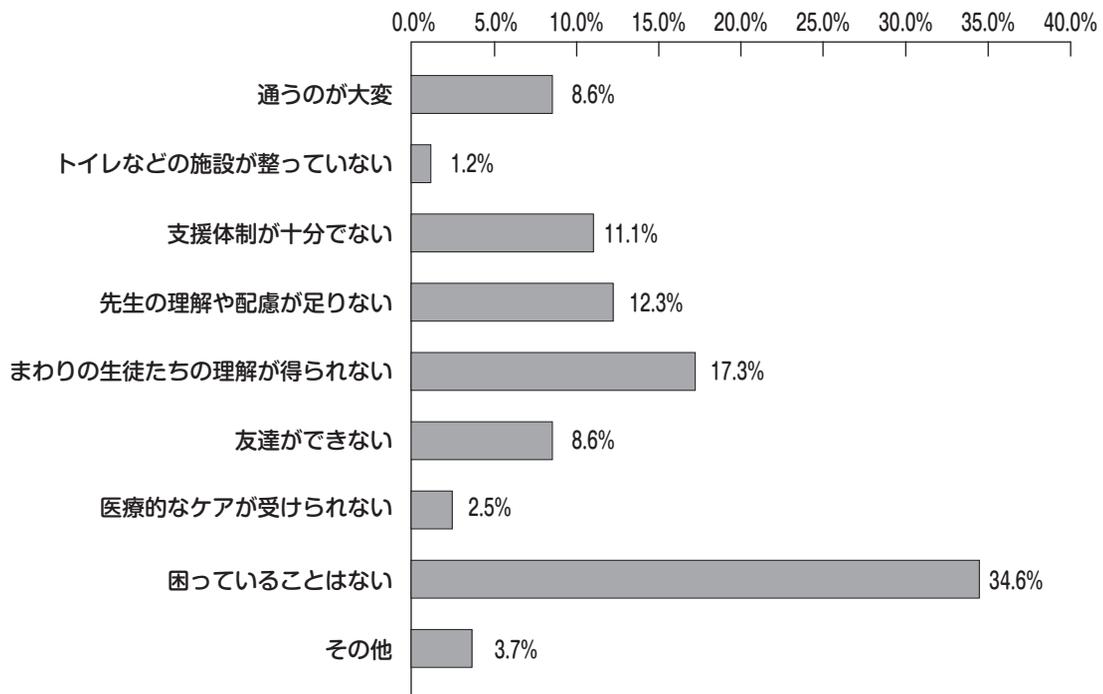
⑥ 教育・療育等について

問 19. あなたは、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことは、どのようなことですか。(3つまで○)



障がい福祉教育に関して、アンケートの質問項目にある「障がいに対する市民の理解を深めるために必要なもの」について、身体障がい者は「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」14.6%、知的障がい者は「学校における福祉教育の充実」16.4%、精神障がい者は「障がいのある人への理解と支援を行うボランティア活動の充実」16.5%という回答になりました。

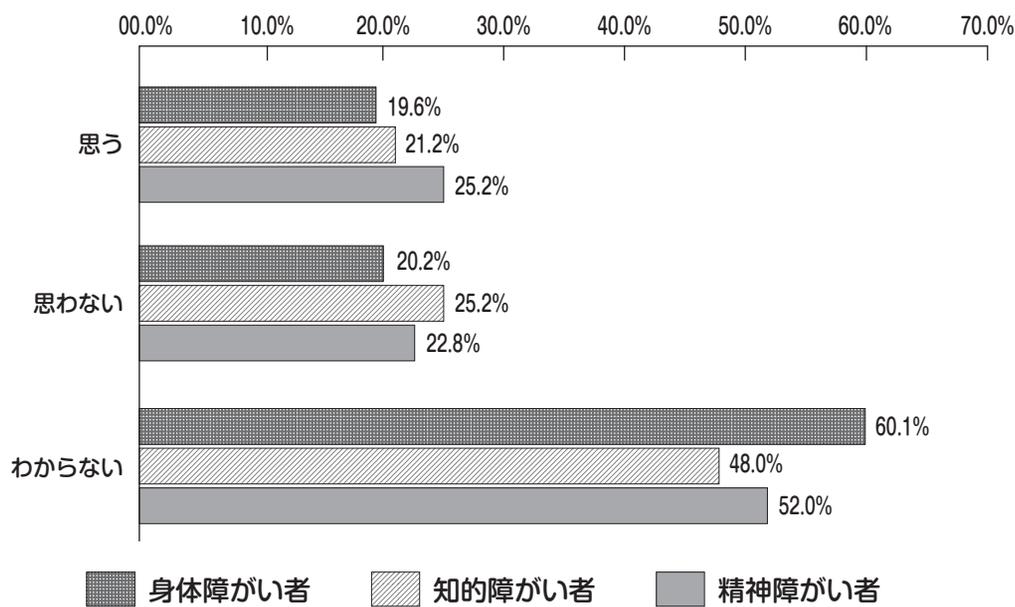
## 問 17-2. 通園通学で困っていることがありますか。(○は3つまで)



通園通学で困っていることに関して、「困っていることはない」の回答を除き、「まわりの生徒達の理解が得られない」17.3%、「先生の理解や配慮が足りない」12.3%、「支援体制が十分でない」11.1%という回答になりました。

⑦ 社会参加について

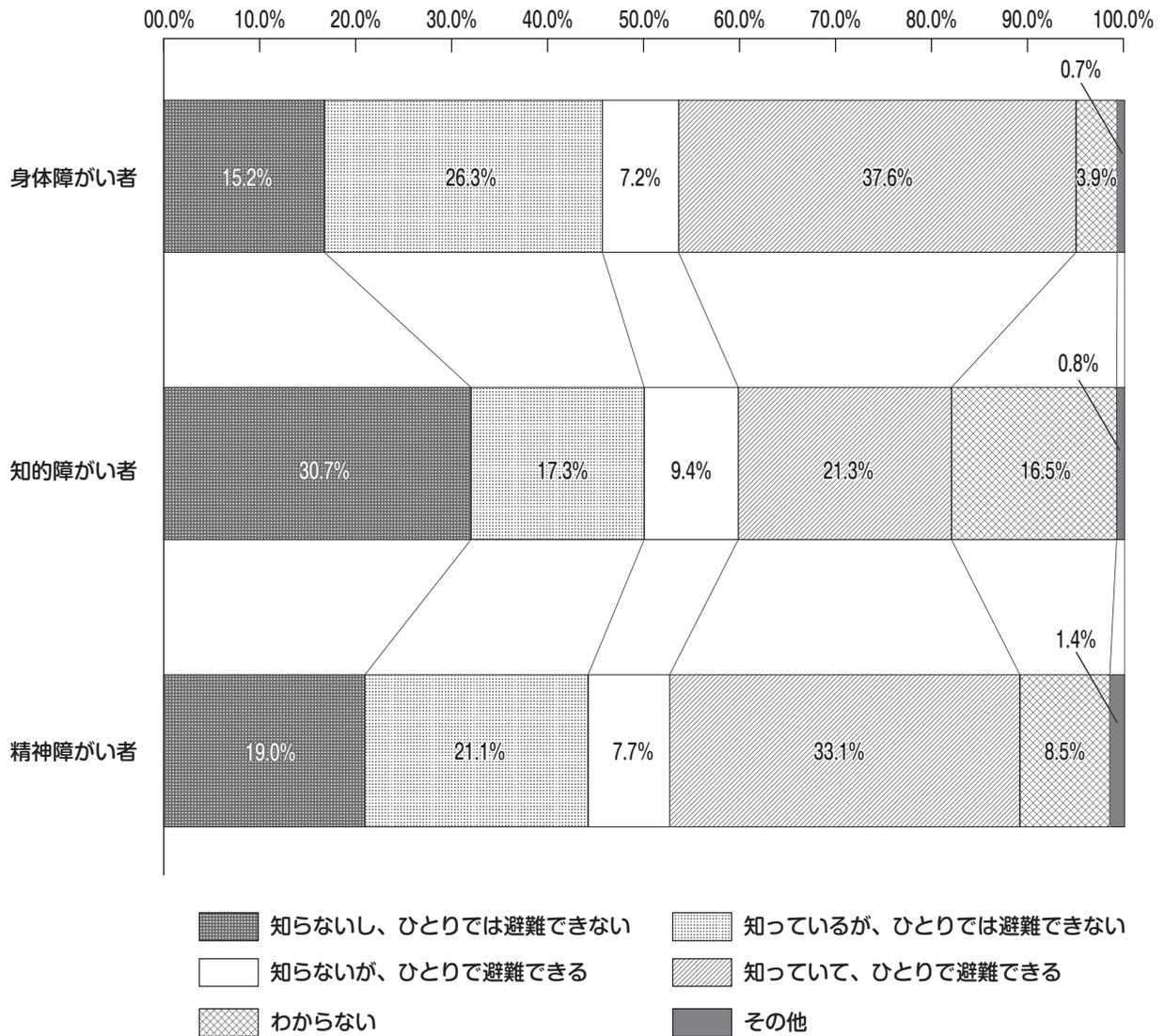
問 40. あなたは障がいのある方の地域活動や就職などの社会参加について、「合理的配慮」がされていると思いますか。(○は1つだけ)



合理的配慮がされているかについて、全体で見ると2割の方が「思わない」と回答しています。障がい種別で見ると、身体障がい者 20.2%、知的障がい者 25.2%、精神障がい者 22.8%となっています。

⑧ 災害への対応について

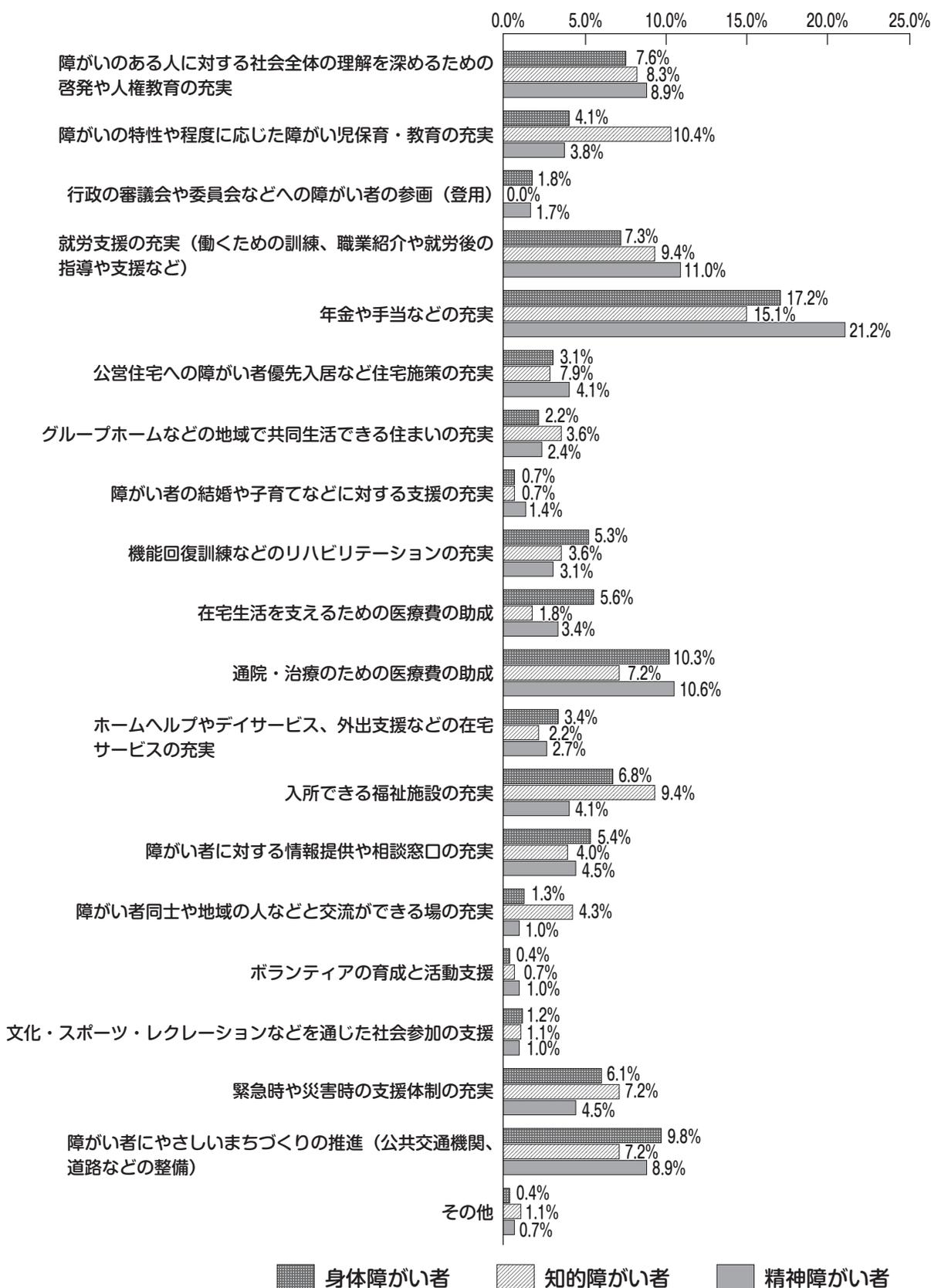
問22. 災害が起こった時や起こりそうな時、ひとりで避難場所へ避難することができますか。



台風や地震などの災害時に、ひとりで避難できるかについては、全体の約4割が「できない」としています。障がい種別で見ると、身体障がい者41.5%、知的障がい者48.0%、精神障がい者40.1%となっています。

⑨ 今後の暮らしやすいまちづくりについて

問 43. 障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするために、行政（国・県・市）はどのようなことをさらに充実するべきだと思いますか。（3つまで○）



暮らしやすいまちづくりに関して、最も多かったのは、「年金や手当などの充実」でした。障がい種別で見ると、身体障がい者 17.2%、知的障がい者 15.1%、精神障がい者 21.2%となっています。次いで、身体障がい者「通院・治療のための医療費助成」10.3%、知的障がい者「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」10.4%、精神障がい者「就労支援の充実」11.0%という回答でした。

### 3 意見交換会及び聞き取り調査

#### (1) 調査方法等

①意見交換会（サービス提供事業所 4 グループ：療育事業 1 通所事業所 3）

実施期間：令和元年 10 月～ 11 月

場 所：保健センター 3 回、施設 1 回

参 加 者：事業所職員 18 名及び利用者 10 名

②聞き取り（施設・在宅）

実施期間：令和元年 10 月～ 11 月

場 所：在宅 4 件、施設 3 件

対 象 者：障がい福祉サービス事業所職員 9 名、その利用者 8 名、保護者 1 名

#### (2) 調査結果（概要）

##### ① 障がい者への理解と交流について

###### <現状と課題>

- ・障がい者に対する理解が無い。（サービス事業者・利用者）
- ・障がい者との交流する機会が少ない。（サービス事業者）
- ・幼少期からの障がい者教育が少ない。（利用者・保護者）
- ・障がい者（視覚）に対して、声掛けをしてくれる人が少ない。（利用者）

**<取組希望>**

- ・障がい者に対する市民の理解を深めるための啓発活動を進めて欲しい。(利用者)
- ・地域での交流会を増やして欲しい。(サービス事業者・利用者)
- ・幼少期からの障がい者との交流や保護者への教育・啓発が必要である。(利用者)
- ・合理的配慮等に関する教育及び啓発に関する取組が必要である。(サービス事業者・利用者)

**② 相談及び情報提供について****<現状と課題>**

- ・相談支援専門員の不足、役割の多様化等に伴い業務量が多くなっている。(サービス事業者・利用者)
- ・気軽に行ける相談窓口が少ない。(サービス事業者・利用者)
- ・相談できる専門医師及び専門職員が少ない。(サービス事業者・利用者)

**<取組希望>**

- ・基幹型相談支援事業所の設置をしてほしい。(サービス事業者)
- ・医師、心理士等の専門職を確保する取り組みが必要。(サービス事業者・保護者)

**③ 保健・医療について****<現状と課題>**

- ・障がいを早期診断し、就学前から早期療育をして行く必要がある。(サービス事業者・保護者)
- ・発達障がいに関する専門機関への予約が数ヶ月後になる。(サービス事業者・保護者)
- ・地元で、療育に関する専門医師が少ない。(保護者)
- ・精神病院受診の際、待ち時間が長すぎる。(サービス事業者・利用者・保護者)
- ・まだまだバリアフリーになっていない病院及び歯科医院が多い。(サービス事業者・利用者)
- ・障がい福祉サービスが充実してきている。(保護者)

**<取組希望>**

- ・ 早期療育に関する取組を継続してほしい。(サービス事業者・保護者)
- ・ 専門医師を確保してほしい。(サービス事業者・保護者)
- ・ バリアフリーの推進が必要である。(サービス事業者)

**④ 雇用・就労について****<現状と課題>**

- ・ 本人に能力はあっても一般就労の場が少ない。(サービス事業者)
- ・ 障がい特性の理解が一般企業や事業所においても足りない。(サービス事業者)
- ・ 一般就労した方の相談の場がない。(サービス事業者・保護者)

**<取組希望>**

- ・ 公的機関での知的障がい者及び精神障がい者の雇用枠の拡大。(サービス事業者)
- ・ 一般企業主に対し、障がい者への理解促進のための取り組みが必要。(サービス事業者・利用者)

**⑤ 生活環境の整備について****<現状と課題>**

- ・ 車椅子等で利用できる施設や学校が少ない。(サービス事業者・利用者)
- ・ 車椅子でのトイレ使用时、使用スペースが狭い、トイレが汚染していることが多い等使用困難な場合が多い。(サービス事業者・利用者)
- ・ 歩道と車道の段差が大きい等、道路整備ができていない。(サービス事業者・利用者)
- ・ 障がい者駐車場に健常者の車が駐車してある。(サービス利用者)

**<取組希望>**

- ・病院・施設及び学校の段差等、バリアフリー化への取組。(サービス事業者・利用者)
- ・娯楽施設及び講演会会場等の車椅子配置の配慮。(サービス事業者・利用者)

**⑥ 教育・療育について****<現状と課題>**

- ・放課後デイサービス及び児童クラブなどへのニーズが増えている。(サービス事業者)
- ・ボランティアをしている子ども達の接し方がとても優しい。(利用者)
- ・教育現場で、障がい者(児)に対する理解が浅いと感じる学校がある。(サービス事業者・利用者)

**<取組希望>**

- ・教育・福祉の情報交換会等連携が必要である。(サービス事業者)
- ・人権問題に関する正しい理解と認識を家庭教育、学校教育、社会教育など生涯学習体系の中で一貫した人権教育の推進。(サービス事業者・保護者)
- ・児童・生徒及び保護者等に対して、障がいへの理解促進のための取り組み。(サービス事業者)

**⑦ 社会参加について****<現状と課題>**

- ・スポーツ及びレクリエーション・文化活動の機会が少ない。(サービス事業者)
- ・地域の行事への参加が少ない。(サービス利用者)
- ・障がい者を対象とするスポーツクラブが無い。(サービス事業者・利用者)

**<取組希望>**

- ・障がいがある人が参加できる活動の情報提供の充実。(サービス事業者・利用者)
- ・文化施設での障がい者に対する合理的配慮の充実。(サービス事業者)

## ⑧ 災害への対応について

### <現状と課題>

- ・障がい者が避難できる場所が少なく、一般の避難所に行けない障がい者を持つ家族が多数いる。(サービス事業者・保護者)
- ・障がい特性があり、避難所の中で過ごすことが困難なケースがある。(サービス事業者・保護者)

### <取組希望>

- ・福祉避難所の周知及び避難所情報提供(サービス事業者)
- ・障がい特性に応じた福祉避難所の検討、整備(サービス事業者)
- ・特別支援学校及び障がい福祉サービス事業所を避難所として開放する。(サービス事業者)

## 4 障がい者施策の課題

第2次人吉市障がい者計画を策定するにあたって、手帳所持者等の無作為抽出によるアンケート調査をはじめ、関係団体や障がいのあるご本人の方々等からさまざまなご意見を伺い、障がいの種類や年齢等によってさまざまな課題があることがわかりました。その中でも、次のようなものが、大きな課題となっています。

### (1) 障がい理解のための教育・交流機会の充実

障がいのある人とない人がともに生きることができる社会「共生社会」を目指すためには、障がいのない人の障がいや障がい者理解を欠かすことはできません。

そのためには、幼児期からの交流会、学習会の充実や関係機関への研修会の提供等が必要です。また、市民の意見にもありました「地域での交流会を増やして欲しい」「幼少期からの障がい者との交流や保護者への教育・啓発が必要である」等から市民と障がいや病気を持つ人が一緒に参加できるスポーツ大会参加への推進や地域の行事等参加推進への取り組み、さらには、地域住民全体が障がい者を理解するために、「合理的配慮」に関する啓発、学習会等を併せて実施していく必要があります。

## **(2) 相談体制の充実**

さまざまな悩みを持つ相談者の数が増えてきている現状ですが、市民の意見にもありました「気軽に行ける相談窓口がない」「相談支援専門員の数少なく対応してもらうまでに時間がかかる」等相談支援体制については、住民の困り事を少しでも解決するための取り組みをしていく必要があります。

また、相談内容の複雑化等に伴い、相談窓口で対応する職員の質の向上に関する取り組みや相談窓口の相互の連携強化など、総合的かつ適切な支援ができる体制の構築が求められています。

## **(3) 就労支援の充実**

「事業所にもっと障がい者の能力を理解してほしい」、「働きはじめてもなかなか環境になじめず長続きしない」、「障がいに応じていろいろな働き方ができたらいいのに」等、就労に関しての悩みを持ち、生活に困っている人が多くいます。

事業所と障がい者双方への相談支援及び就職後の継続的な職場支援など福祉、就労、教育分野が連携してきめ細かに行っていく必要があります。

## **(4) 障がいの早期発見と療育サービスの適切な活用及び充実**

子育てに関すること、専門的な療育に関すること、障がい特性を踏まえた専門的な教育を受けたいといった保護者の要望等に対して、本市においては、教育及び保健・福祉が専門性を高め、関係機関が互いに連携して、個々の障がい特性に応じた継続性のある支援を行っていく必要があります。

## **(5) 地域及び関係機関の連携強化**

今回のアンケート及び意見交換会の中で「福祉サービスが利用できずに家族だけで障がい者の介護を行っている。」「自分が年老いた後又は親亡き後の子どもの生活に対する不安がある」等、深刻な悩みの声が多く聞かれました。

このことを少しでも解決するために、個々の障がい特性や障がいのある人一人ひとりのニーズに対応するため関係機関が横断的に連携し支援するなどの支援体制の強化が必要となります。さらに、障がい者本人及び家族への支援と同時に、人吉球磨障がい者総合支援協議会を通じて、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等の整備）を構築する必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 めざす姿

障害者基本法に基づき、国においては「第4次障害者基本計画」で、県においては、「第5期熊本県障がい者計画」で、「共生社会の実現」を目指しています。

本市においても目指す姿を

**誰もが互いに人格と個性を尊重し  
ともに支えあい  
自分らしく笑顔で暮らせるまち  
ひとよし**

とし、「共生社会の実現」に向けた取り組みを総合的に推進します。

### 2 基本目標

「第2次人吉市障がい者計画」では、国が示す目標項目に基づいて、障がい者施策を推進します。

- 能力を最大限発揮し地域生活の確立
- 自己選択・決定及び社会参画の推進
- ともに生きる地域社会の実現

### 3 分野別施策

本計画のめざす姿、基本目標を実現するために、分野別に施策を推進します。

#### (1) 地域生活の支援

- ①地域移行・地域定着への支援
- ②在宅支援の充実
- ③相談支援体制の充実

#### (2) 保健・医療の充実

- ①障がいの原因となる疾病の予防、早期発見
- ②保健・医療サービスの充実
- ③精神保健対策

#### (3) 療育・教育の充実

- ①障がい児の早期療育サービスの充実
- ②保育・幼児教育の充実
- ③学校教育の充実

#### (4) 文化・スポーツ・交流活動等の推進

- ①文化・スポーツの充実
- ②交流活動の推進
- ③ボランティア活動等の推進

#### (5) 雇用・就労、経済的自立の支援

- ①雇用の場の確保
- ②就労支援体制の充実
- ③経済的支援の充実

#### (6) 情報の取得・利用の向上

- ①情報のバリアフリー推進
- ②コミュニケーション支援

**(7) 安全・安心な生活の支援**

- ①災害対策の確立
- ②防犯・安全対策の推進

**(8) 生活環境の整備**

- ①住宅・建築物の整備
- ②道路・公園等の整備
- ③移動・交通手段の確保

**(9) 差別の解消と権利擁護の推進**

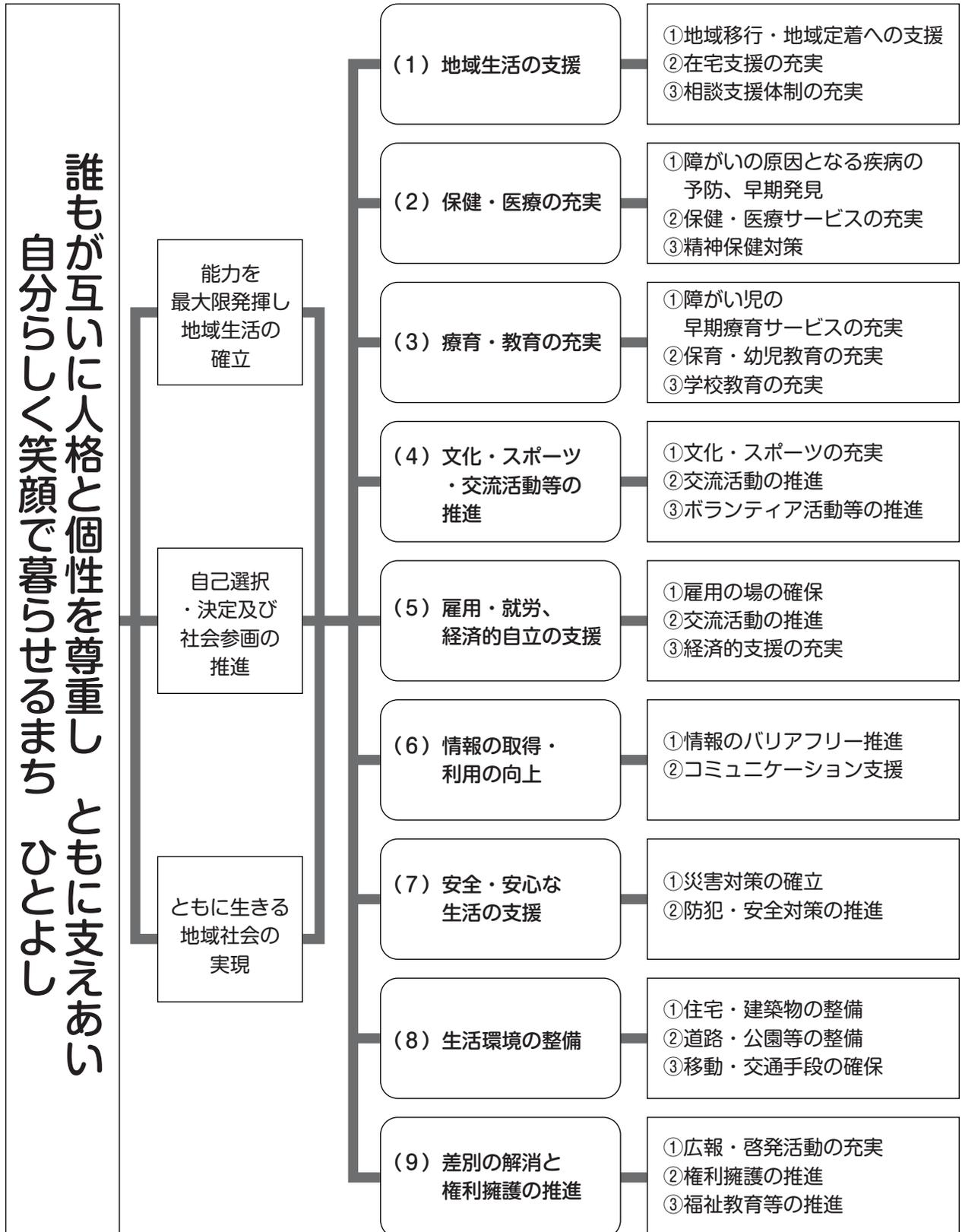
- ①広報・啓発活動の充実
- ②権利擁護の推進
- ③福祉教育等の推進

## 計画の全体像

めざす姿

基本目標

分野別施策



## 第4章 分野別施策

### (1) 地域生活の支援

すべての人がそれぞれの地域でその人らしい快適な生活を送ることができるよう、障がいの特性に配慮し、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援に取り組みます。

#### ① 地域移行・地域定着への支援

地域での生活を希望する施設入所者や精神障がい者が円滑に地域生活へ移行、定着できるように取組を推進します。

施策（事業名）	取組内容	担当課
施設入所者の地域移行・地域定着支援	地域での生活を望む障がいのある人の地域生活への移行が円滑に進み、地域での生活が定着するよう、必要となる障害福祉サービスの確保や相談支援体制の整備を一体的に進めます。	福祉課
精神障がい者の地域移行・地域定着支援	精神科病院に入院している精神障がい者のうち退院可能な人の退院及び地域移行について、精神科スタッフをはじめとする地域関係者の支援方法等のスキルアップを図り、一層の推進に取り組みます。また、保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、精神障がい者が地域で安心して生活できる体制づくりに努めます。	福祉課
人吉球磨障がい者総合支援協議会を活用したネットワークの強化	人吉球磨障がい者総合支援協議会での関係者間の連携を強化するとともに、研修会や事例検討会等の充実により関係者のスキルアップを図ります。	福祉課

## ② 在宅支援の充実

障がいのある人が住み慣れた家や地域で安心した生活を送ることができるよう、活動の場の確保や必要なサービスの提供を進めます。

施策（事業名）	取組内容	担当課
障害福祉サービス	在宅生活や療養に必要な居宅介護、短期入所等の介護や身体的または社会的なリハビリ、就労につながる訓練のためのサービスを充実強化します。また、地域移行促進の受け皿としてのグループホームを活用するとともに、入所者に相談や日常生活上の援助を行います。	福祉課
地域活動支援センター事業	社会参加活動や訓練を行う地域活動支援センターの広報を強化するとともに、活動内容の充実とサービス等の向上を図り利用者増加を推進します。	福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等における生活の場を提供します。障がいのある子どもも利用できるよう適切な配慮のもと、受け入れに必要な環境整備への支援を行います。	福祉課
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的休息が図られるよう支援します。	福祉課
ピアカウンセラーの育成支援	障がいのある人の仲間で相談や支え合うピアサポート体制づくり支援のために場の提供を行います。	福祉課
移動支援事業	市内に居住する視覚等に障がいのある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加の際の移動を支援するために、ヘルパーによる移動支援を行います。	福祉課

## ③ 相談支援体制の充実

障がいや家族の状況などに応じた、相談しやすい環境づくりに努めます。相談窓口の周知・連携強化を図るとともに、研修会等の開催により、相談員のスキルアップを目指します。

施策(事業名等)	取組内容	担当課
相談支援事業	障がいの種類や程度、家族の状況、当事者や家族それぞれの意向を尊重しながら、相談、情報提供、虐待防止、権利擁護のために必要な支援を行います。	福祉課
人吉球磨障がい者総合支援協議会の活用	障がい者総合支援協議会を継続し、中立・公平な相談支援事業の推進、地域の関係機関の連帯強化、社会資源の開発・改善等を推進します。	福祉課
相談支援専門員の活用	相談支援専門員の確保とスキルアップに努め、障がいのある人等の相談に対応します。また、障がいのある人の身近な相談員となるよう周知に努めます。	福祉課
基幹相談支援センターの設置及び運営	人吉球磨障がい者総合支援協議会及び人吉球磨福祉担当者にて協議を重ね、地域の中核的な機関として、一般的な相談に加え、総合的・専門的相談を行うと共に、地域の相談支援体制強化の取り組み等を行います。	福祉課
地域生活支援拠点等整備に向けての取り組み	人吉球磨障がい者総合支援協議会及び人吉球磨福祉担当者にて協議を重ね、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備します。	福祉課
市民相談事業	消費者トラブルを抱えた障がい者などに対し、消費生活センター専属の相談員はもちろん、弁護士・司法書士・臨床心理士等が適切な指導助言を行い、問題の解決に導きます。また、消費生活センターの認知度の向上を図るとともに、今後も複雑化・多様化する相談に対応できるよう、消費生活相談員の確保と能力向上を図り、相談業務の充実につなげます。	市民課
生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に相談に応じます。	福祉課
民生委員・児童委員による相談支援	地域に密着した相談窓口として、民生委員・児童委員が関係機関と連携し相談支援を行います。民生委員・児童委員に対する各種研修会や説明会を開催し、制度や障がいへの理解促進を図ります。	福祉課

療育相談員の配置	地域療育センター内に配置する療育相談員を充実し、状況に応じて専門家を関係機関に派遣するなどの対応を図ります。また、外来療育で療育に関する相談支援がいつでも受けられるよう、内容の充実を図ります。	福祉課
地域包括支援センターの活用	地域包括支援センターと相談支援事業所等の関係機関とが連携をとりながら、介護・障がいの区別なく相談を受け、包括的かつ継続的に支援を行います。	社会福祉協議会
巡回支援専門員の配置	保健センターに、巡回支援専門員（保育士）を配置し、市内保育園を巡回し、各園の保育士への指導や助言、相談を行うことで、保育所保育士の保育力の向上を図り、乳幼児への適切な支援につなげます。	保健センター

## (2) 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防等を推進します。また、障がいのある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等が提供されるように努め、それらのサービスの充実を図ります。

### ① 障がいの原因となる疾病の予防、早期発見

障がいの早期発見・早期療育につながるよう乳幼児健診や相談等の母子保健施策、障がいの一因となる生活習慣病予防等の充実を図ります。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
生活習慣病発症予防及び重症化予防事業	生活習慣病は自覚症状がないことから、まずは健診受診率向上に努めます。その後、健診結果をもとに生活習慣を見直し、発症及び重症化を予防するために保健指導等の充実を図ります。また、医療機関等との連携を強化します。	保健センター 保険年金課
妊産婦や新生児の疾病予防、早期発見	妊婦健診の受診結果で高血圧等の異常所見があった妊婦には、電話訪問や乳児全戸家庭訪問時に個別の保健指導を行い、母体の健康管理に努めます。また、妊産婦及び新生児に対して、家庭訪問による日常生活指導や個別相談・両親学級・育児教室の開催を行うことにより疾病予防や早期発見に努めます。	保健センター
乳幼児健診の充実	3～4か月児・7～8か月児・1歳8か月児・3歳6か月児健診を実施し、月齢に応じた運動・精神発達等の疾病や異常の早期発見に努めるとともに、健やかな成長を促すための保健指導の充実を図ります。また、精密検査の受診率向上と未受診者の把握を徹底します。	保健センター
乳幼児精神発達相談の充実	乳幼児の精神発達障害が増加傾向にあるため、乳幼児健診等で早期発見した児とその保護者に対し、専門家による発達相談及び日常生活等に関する相談・指導の充実を図ります。また、地域療育センター及び児童発達支援センター、児童相談所等との連携を図り相談体制の強化を図ります。	保健センター

② 保健・医療サービスの充実

関係機関との情報交換会等により、保健事業、精神保健事業などによる疾病予防の実施や適切な医療を受けることができるように、早期対応の仕組みづくりに取り組みます。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
早期対応の仕組みづくり	精神保健医療福祉三者連絡協議会の開催と開催にむけた検討会（協議会内容に関する打ち合わせ）への参加及び関係機関との情報交換会や定例会などを設け、早期対応の仕組みづくりに取り組みます。	保健所 保健センター 福祉課

③ 精神保健対策

精神科医療機関と連携し、サービスと相談体制の充実を図るとともに、専門家による支援体制の整備に努めます。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
三者連絡協議会等関係機関の連携強化	県・市・精神科医療機関による三者連絡協議会を継続して開催し、関係機関とより積極的な意見交換を行い、連携を強化します。	保健所 福祉課 保健センター
精神障がい者相談体制の充実	精神に障がいのある人の社会復帰と在宅生活を促進するため、相談体制の充実を図ります。	保健所 福祉課 保健センター
各種依存症対策の充実	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に対し、依存症の理解を深めるための普及啓発、個別相談及び関係機関との連携を強化します。	保健所 福祉課 保健センター

### (3) 療育・教育の充実

乳幼児期からその持てる能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの障がい特性やニーズに応じた支援を進めます。

#### ① 障がい児の早期療育サービスの充実

障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉等の関係機関の連携、ネットワークの形成を進め、療育体制の充実を図ります。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
乳幼児健診後のフォロー児への相談支援	健診で何らかの支援が必要とされた乳幼児と家族に対して、発達を促す療育を受けられるよう支援します。さらに専門機関の対応が必要な場合は、連絡調整を図ります。	保健センター
地域療育センター事業	障がい児の外来療育・訪問、また、保育施設等への支援、家族会への支援や地域啓発活動などを総合的に行う事業に取り組みます。	保健センター 福祉課
障害児通所支援事業	障がいのある子どもが身近な地域で療育を受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援の拡充及び質の向上を図ります。	福祉課
療育体制の充実	相談対応や療育サービスを充実し、地域での療育環境の整備に努めます。また、障害児通所支援事業だけでなく、保育所等での事業実施についても、関係機関との連携を図りながら検討し、給付の適正化に努めます。	福祉課

② 保育・幼児教育の充実

障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保育所等の環境を整備します。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
障がい児保育事業	特別児童扶養手当の支給対象となっている障がい児を受け入れている保育所に対して、補助を行います。	福祉課
軽度障がい児保育事業	軽度障がい児を受け入れている保育所に対して、補助を行います。	福祉課
地域療育センター事業	保育所等の要望に応じて療育相談員を派遣し、施設支援を行います。	福祉課

③ 学校教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図るとともに、教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。

障がいの有無に関わらず、共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システムの構築）に向けた取組を推進します。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
特別支援教育総合推進事業	関係機関との連携を強化し、特別支援教育連携協議会、専門委員会、相談員会などの取組の充実を図ります。 ○学校への巡回相談の実施 ○特別支援教育研修会の実施 ○個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成	学校教育課
特別支援教育支援員の配置	特別支援教育支援員を配置し、教育の充実を図ります。	学校教育課

## (4) 文化・スポーツ・交流活動等の推進

文化芸術活動やスポーツを通して、障がいのある人の社会参加や生きがいづくりを促進します。また、障がいのある人も参加しやすい交流活動の場を広げるとともに、ボランティア活動の支援に取り組みます。

### ① 文化・スポーツの充実

障がいのある人が文化や芸術、スポーツに親しむことで、それぞれの個性を伸ばし豊かな生活を実現できるような取組を推進します。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
ふれあいフェスタ等行事への参加の推進	障がいのある人が書いた詩や絵画等を展示し、障がいのある人の文化の向上を図るとともに障がいを理解する場等への参加を推進します。	福祉課
障がい者スポーツ大会参加への推進	障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を通じて体力増強と交流促進を図れるように、障がい者スポーツ大会への参加を推進します。	福祉課
スポーツ・レクリエーション指導者の養成	熊本障がい者スポーツ指導者協議会等の指導により、スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保を行い、障がい者のスポーツ活動支援に繋いでいきます。	社会教育課 福祉課
公的施設使用料等の減免	障がい者の福祉の向上を目的とする団体が使用する場において公民館や体育施設など施設の利用については使用料の減免に努めます。	社会教育課

## ② 交流活動の推進

障がいのある人たちやその家族同士の交流が深まるとともに、地域の人たちなどとの交流が広がるような機会や場所づくりに努めます。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
障がい者団体等組織の支援	障がい者団体や障がい者の家族会等の活動を支援し、自主的活動を通じて障がいのある人の自立と社会参加を促進します。	福祉課
イベント等における障がいのある人の参加支援	障がい者用駐車場の場所のわかりやすい表示や、トイレの適性利用の啓発に努めます。また、障がい者施設への周知や車椅子の貸出、手話奉仕員等の専門スタッフの配置など、参加しやすいイベントづくりを行います。	福祉課

## ③ ボランティア活動等の推進

市民の誰もがボランティア活動に参加しやすい環境を整備するとともに、市民活動団体の活動が活性化するよう支援します。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
障がいのある人を支援するボランティア活動の支援	障がいのある人の日常生活を支えるボランティア活動の支援を行います。（手話・精神保健ボランティアの会、音声ボランティア等）	社会福祉協議会

## (5) 雇用・就労、経済的自立の支援

障がいのある人の雇用の場の確保や就労の促進に努めるとともに、経済的自立につながるような取組を進めます。

### ① 雇用の場の確保

関係機関が連携し、各種支援策を講じることにより、障がいのある人の雇用の場が確保されるように努めます。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
障害者法定雇用率の達成	市役所においては法定雇用率を遵守し、雇用機会の確保に努めるとともに、ハローワーク（公共職業安定所）と連携し、法定雇用率の達成のために、障がい者の雇用を促進します。	総務課
「障がい者就労支援説明会」の実施	人吉球磨障がい者総合支援協議会との連携を図りながら「障がい者就労支援に関する説明会」を実施し、事業者をはじめ関係者の障がいへの理解を深め、障がいのある人の雇用率の向上に取り組みます。	福祉課
各種助成制度の周知	障がいのある人の雇用に係る各種助成制度を周知し、その活用を積極的に進めます。	ハローワーク 福祉課
関係機関との連携による障がい者就労の支援	人吉球磨障がい者総合支援協議会（就労促進検討部会）にて作成した障がい者を理解してもらうための媒体を活用し、企業雇用主に対し説明をする機会をさらに増やし、就労に関する情報収集・提供、就業先の開拓に努めます。	福祉課

## ② 就労支援体制の充実

関係機関が連携し、就労相談から就労移行まで、個々の障がいに対応した支援体制の拡充に努めます。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
就労相談及び就労継続支援	さまざまな要因で就労が長続きしないケースがあるため、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、それぞれの立場から就労継続のための相談、支援を行います。	福祉課 ハローワーク
人吉球磨圏域の福祉マップの活用	人吉球磨障がい者総合支援協議会の事務局（人吉市）で、福祉マップを更新し、通所を希望する利用者への情報提供に努めます。	福祉課
就業資格取得支援助成金制度	ハローワークを通じた求職活動を行っている障がいのある方を含めた失業者に対し、就業する上で有利となる資格の取得に要する費用の一部を助成する事により、就労を支援します。今後は、ハローワークやジョブカフェなどの関係機関と連携して事業PRに努め、幅広く市民に利用されるよう周知活動を展開します。	福祉課

## ③ 経済的支援の充実

障がいのある人の生活安定を図るために、就労における収入の確保やサービス利用時の費用負担軽減、手当の支給などを行います。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
障がい者施設等からの優先調達推進	工賃水準の向上のための取組として、障がい者就労施設等からの優先調達を推進します。	福祉課
重度心身障がい者医療費助成事業	重度の障がいのある人が、必要とする医療を容易に受けやすくするため、医療費の自己負担額の一部を助成します。	福祉課
児童扶養手当	父親又は母親に重度の障がい（国民年金の障害等級1級相当）がある場合、児童を扶養している父親又は、母親に対して児童扶養手当を支給します。	福祉課
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体・知的・精神に中度以上の障がいのある児童を養育している保護者に対して手当を支給します。	福祉課
特別支援教育就学奨励費	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対し、就学のために必要な経費の一部を支給します。	学校教育課
交通機関等の割引制度	障がい者手帳所持者に対する交通機関の割引やNHK放送受信料免除のサービス等、割引制度の周知を行います。	福祉課
障害児福祉手当	20歳未満で、身体または知的・精神に重度の障がいのある在宅者に対して障害児福祉手当を支給します。対象者への制度の周知等をより強化しながら、引き続き適正な手当支給を実施し、在宅の重度障がい児の経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
特別障害者手当	20歳以上で、身体または知的・精神に著しい重複する障がいのある在宅者に対して特別障害者手当を支給します。対象者への制度の周知等をより強化しながら、引き続き適正な手当支給を実施し、在宅の重度障がい者の経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
日常生活用具給付等事業	日常生活を営む上で支障がある障がいのある人に日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与し経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
授産製品の販売支援	障がいのある人の就労を支援するため、庁舎授産製品の展示販売に協力します。	福祉課

## (6) 情報の取得・利用の向上

障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。また、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成や、円滑なコミュニケーションの推進を図ります。

### ① 情報のバリアフリー推進

必要な情報を容易に取得できるような方法の普及と、さまざまな広報手段を活用した情報の提供に努めます。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
広報紙等による情報提供	障がい者福祉に関する各種情報を広報紙やホームページ等で積極的に情報提供を行います。	福祉課
パンフレットの設置	障がい者福祉に関する各種サービスについてのパンフレットを窓口を設置し、情報を提供します。	福祉課
点字・声の広報等 発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、広報紙を点訳または音声訳によって定期的に提供します。	社会福祉協議会
イベント等における障がいのある人への情報伝達の配慮	イベント等の際、障がいのある人に必要な情報を伝えやすくするように文字で表示するなど障がいの特性に応じた情報伝達を行います。	福祉課

## ② コミュニケーション支援

障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成・派遣、用具の給付を行います。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人等との交流を促進するため、日常会話程度の手話表現ができる手話奉仕員の養成に人吉球磨町村と連携し取り組みます。	福祉課
意思疎通支援事業	聴覚、言語等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。	福祉課
コミュニケーション支援用具の給付	障がいの特性に応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションが図られるよう、日常生活用具給付等事業や補装具費支給制度、難聴児補聴器購入費助成事業において、視覚や聴覚などの障がいに対応するコミュニケーション支援用具等を給付します。	福祉課

## (7) 安全・安心な生活の支援

障がいのある人もない人も、誰もが安全で快適に生活できるように、安全、安心でやさしい生活環境づくりに取り組みます。

### ① 災害対策の確立

災害時の安全が確保されるよう、障がいの特性や地域の実情等を踏まえた避難支援体制の整備を支援します。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
避難所対応の確立	災害発生時の避難所において、障がい特性に応じた速やかな支援ができる体制づくりに取り組みます。	福祉課
避難行動要支援者 避難支援計画の推進	避難行動要支援者避難支援計画に基づき、要支援者の情報を本人の同意のもと、地域の避難支援等関係者と共有し災害発生時の支援体制を整備するとともに日頃の見守り活動等に活用します。また、市の広報誌やホームページなどにより、市民に本制度への理解推進と活用の周知を図り、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者の協力のもと、同意者の個別計画の策定・充実を図ります。	福祉課
情報伝達体制の整備	消防団や自主防災組織など、地域の事情に精通し、地域住民とのつながりがある人に対して協力を求め、災害発生時の情報伝達体制を整備します。	防災安全課
防災行政無線等による災害等情報の提供	市ホームページ・緊急情報配信メール・エリアメール等を活用するとともに、平成29年度から開始したテレビデータ情報配信サービス及び防災行政無線電話応答サービスなどの利用を広く市民に周知し、災害時の情報を確実に提供していきます。	防災安全課
地域防災啓発事業	災害時の行動等を学習することにより、自分の安全は自分で守るという自覚を持ち、地域の安全は地域で守るという連帯意識を強化します。また、各種事例の紹介などを出前講座や「広報ひとよし」を活用し啓発を行い、防災意識の向上に継続して取り組みます。	防災安全課

**② 防犯・安全対策の推進**

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策を推進します。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
防犯啓発	防犯教室等を開催し、防犯についての住民への啓発を図ります。	防災安全課
消費者トラブル防止	消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進します。	市民課

## (8) 生活環境の整備

障がいのある人が自立した生活を営み社会活動に積極的に参加することができるよう、安全、安心でやさしい生活環境づくりに取り組みます。

### ① 住宅・建築物の整備

安全かつ快適に利用できる建築物や住宅の整備を図ります。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
バリアフリー法及び熊本県のやさしいまちづくり条例等を踏まえた、建築物のバリアフリー化の推進	市有施設及び民間施設の新築、改築、改修時にバリアフリー法及び熊本県やさしいまちづくり条例等を踏まえて進めてきたバリアフリー化を今後も推進します。	都市計画課
社会体育施設のバリアフリー化の推進	計画的に社会体育施設の改修等を行いながら、バリアフリー化を推進します。	社会教育課
学校のバリアフリー化の推進	公立学校において、児童・生徒等の状態に合わせた施設のバリアフリー化を推進します。	教育総務課
障がい者住宅改造助成事業	重度の障がいのある人（身体、知的）が在宅する世帯に対して、住宅改造に必要な経費を助成することにより、障がいのある人等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ります。	福祉課
住宅改修費の助成	日常生活を営む上で支障がある重度の障がいのある人に、住宅の改修費を給付し援助を行います。	福祉課
空店舗の有効活用	商店街の空店舗を利用してコミュニティスペースを設置する際、障がいのある方も利用しやすいように施設のバリアフリー化を推進します。	商工振興課

## ② 道路・公園等の整備

すべての人が安全で円滑に利用できる道路や公園等の整備を図ります。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
歩行空間バリアフリー化推進事業	学校や公共施設周辺などの道路から順次、歩道の段差解消、勾配緩和等を行い、バリアフリー化に努めます。	道路河川課
各種公共施設整備・維持管理	新規の公共施設整備については、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に配慮した設計等を心がけるとともに、未整備の公園施設についても、改良を加えることにより、誰もが利用しやすい施設となるよう計画的な整備に努めます。	都市計画課 契約管財課 庁舎建設
利用しやすい歩行空間の整備	福祉施設、医療施設の周辺など、障がいのある人の利用が見込まれる道路については、点字ブロックの設置や車椅子がすれ違える幅を確保するなど、より利用しやすい歩行空間の整備に努めます。	道路河川課
人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を踏まえたバリアフリー化の推進	条例に基づき、その範囲を整備するときはその条例に沿った形で計画を進めます。公園施設として、園路、水飲み場、トイレなどをバリアフリーの基準に該当するように設計・施工に取り組みます。	都市計画課

## ③ 移動・交通手段の確保

交通の利便性や安全性を確保することにより、障がいのある人の移動、交通手段の確保に努めます。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
路線バスのバリアフリー化推進	市内を走る路線バスの車輻更新の際は、交通弱者に配慮した低床型車両等の導入を働きかけます。	企画課
車椅子の無料貸出	一時的に車椅子が必要な方に原則3か月まで無料で貸し出すことで、移動手段を確保します。	社会福祉協議会

## (9) 差別の解消と権利擁護の推進

障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人の様々な権利を守るとともに、市民の障がいや人権についての理解が深まるよう、広報啓発や福祉教育に取り組みます。

### ① 広報・啓発活動の充実

広報紙やホームページ、研修会、イベント等により、障がいを広く市民に理解してもらえらるよう努めます。また、障がい者差別の解消のための広報・啓発に取り組みます。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
広報紙等による広報・啓発・周知	広報紙やホームページ等を通じて、障がいのある人に対する理解を促すとともに、相談窓口周知に関する広報・啓発を行います。特に、障害者週間（12月3日～12月9日）を通じた、障がいのある人に対する理解を促す広報活動の充実を図ります。	福祉課
差別の解消の推進	広報紙等を活用した差別に関する啓発を行うとともに、出前講座等を通じて、障がいの特性に応じた適切な配慮についての理解を深めます。また、障がい者への合理的配慮が広がるよう、事例を周知するなど啓発に努めます。	福祉課
人権への理解促進	人権教育推進連絡協議会との連携により、人権教育の啓発、研修を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育連絡協議会総会時における研修会</li> <li>・ 人権教育連絡協議会社会人権教育部会研修会</li> <li>・ 子ども人権作品展の実施</li> <li>・ 人権週間期間中における人権教育研修の推進</li> </ul>	社会教育課 自治振興課

② 権利擁護の推進

相談事業所や関係機関と連携し、虐待防止や成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の利用促進を図り、障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
成年後見制度の普及啓発と利用促進	知的障がいや精神障がいのある人又は認知症の高齢者で、判断能力が不十分なため日常生活を営むのに支障がある場合、各種手続や日常的な金銭管理等について支援する成年後見制度の活用及び、研修会等の開催やパンフレット等の配布を通じ、制度の周知・普及を図ります。また、制度の安定的な運用を図るため、市民後見人の養成を行い、必要に応じて人吉市社会福祉協議会が法人後見を受任します。さらに、成年後見制度利用促進基本計画により、関係機関が協働し中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築を目指します。	社会福祉協議会 高齢者支援課 福祉課
地域福祉権利擁護事業の普及啓発と利用促進	判断能力が十分でない人に対し、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等について支援するため、関係機関と連携し、地域福祉権利擁護事業の普及啓発と利用促進を図ります。広報紙等を活用して利用促進を図るとともに、市民の協力、参加を促進します。また、地域包括支援センター等、関係機関等と連携を強化します。	社会福祉協議会
障がい者虐待防止事業	障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待について広く通報を受け入れ、相談等に応じます。また、虐待防止の広報・啓発に努め、虐待の防止と早期発見に努めます。	福祉課
差別事案への対応	本市において、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供事案が発生した場合は、「熊本県における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」により対応します。また、状況に応じ、人吉球磨障がい者総合支援協議会関係機関と連携し、差別解消支援協議部会において検討し、状況の確認後、差別解消への働きかけを行います。	福祉課

**③ 福祉教育等の推進**

学校や地域における福祉教育の充実を図るとともに、研修会やふれあい・交流の機会を通じて、障がいに対する理解を深めます。

施策（事業名等）	取組内容	担当課
学校での福祉教育の取組の紹介・啓発	授業参観、学校・学級便り等で、学校の福祉教育の取組を紹介するなどの方法により保護者に対して啓発を図ります。	学校教育課

## 第5章 計画の推進体制

### 1 人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会による分野別施策の点検・評価

本計画に即した施策を効率的・効果的に推進するためには、その進捗状況を確認しながら展開していく必要があります。計画の推進体制については、「人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」において、本計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、「人吉市障がい福祉計画」及び「人吉市障がい児福祉計画」の点検等も併せて行います。

### 2 広報・啓発活動

広く市民に計画の趣旨や施策が理解されるようホームページ等を通して周知を行います。

# 資料編



# 1 人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第88条に規定する障害福祉計画の策定について審議するため、人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

（平25告示40・平28告示96・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、人吉市障害者計画を策定するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者計画についての基本構想に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画及び実施計画に関すること。
- (3) その他障害者計画策定上必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、人吉市障害福祉計画を策定するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害福祉計画についての基本理念等に関すること。
- (2) 障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策に関すること。
- (3) 支援法第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業の実施に関する事項に関すること。
- (4) その他障害福祉計画策定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げるもののうちから市長が任命又は委嘱した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 障害者若しくは難病患者等又はその家族
- (2) 障害福祉サービス等提供事業者
- (3) 児童福祉・教育関係者
- (4) 社会福祉関係者
- (5) 医療・保健関係者
- (6) 雇用関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

（平25告示40・一部改正）

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、その職にあるために委員となった者は、その在職期間とする。

## (会長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉課に置く。

(平 21 告示 30 ・ 一部改正)

## (補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要項は、告示の日から施行する。

## 附 則 (平成 21 年告示第 30 号)

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則 (平成 25 年告示第 40 号)

この要項は、告示の日から施行する。

## 附 則 (平成 28 年告示第 96 号)

この要項は、告示の日から施行する。

## 2 人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員

No	所属団体	職名	氏名
1	人吉・球磨障害児親の会くまっこらぶ	会長	佐伯 優子
2	人吉球磨地域精神障害者家族会	書記	山下 秀子
3	ひとよし手をつなぐ育成会	運営委員	今坂 豪志
4	相談支援事業所けやき	相談支援専門員	白坂 和彦
5	相談支援センターうぐいす	相談支援専門員	工藤 稔弘
6	地域生活支援センター翠	相談支援専門員	檜垣 俊輔
7	人吉市小・中学校長会	代表	大園 恭幸
8	人吉市特別支援連携協議会	教諭	島田真理子
9	人吉市私立幼稚園連盟	教諭	洲上 由紀
10	人吉市保育園連盟	副会長	○永田 ミキ
11	人吉市町内会長囑託員連合会	副会長	◎中村 憲司
12	人吉市民生委員児童委員協議会	副会長	中野富美子
13	人吉市医師会	医師	興野 康也
14	人吉商工会議所	主任	内布 陽子
15	球磨公共職業安定所	所長	早瀬 幸則

◎委員長 ○副委員長

## 3 第2次人吉市障害者計画策定庁内部会構成

No	課 名	係 名
1	契約管財課 ※	管財係
2	防災安全課	防災安全係
3	市庁舎建設準備室 ※	
4	市民課	消費生活センター
5	企画課 ※	交通政策係
6	保険年金課	国保年金係
7	高齢者支援課	元気・長生き係
8	//	介護保険係
9	保健センター	母子保健係
10	//	健康増進係
11	福祉課	福祉政策係
12	//	児童福祉係
13	社会福祉協議会	
14	学校教育課	教育係
15	社会教育課	生涯学習係
16	道路河川課 ※	建設係
17	都市計画課 ※	建築係
18	福祉課	障がい者支援係（事務局）

※は意見聴取のみ

## 4 委員会等の実施状況等

### ■人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会開催状況

開催日	議 題
第1回 (令和元年8月26日)	①諮問 ②第1次人吉市障がい者計画について ③第2次人吉市障がい者計画について(第2章まで) ④今後のスケジュールについて
第2回 (令和元年12月26日)	①庁内部会議経過報告 ②第2次人吉市障がい者計画(素案)について
第3回 (令和2年1月27日)	①前回策定委員会及び庁内部会議の経過報告 ②第2次人吉市障がい者計画(素案)修正について ③パブコメに向けた報告
第4回 (令和2年2月19日)	①これまでの経過報告 ②最終まとめ

### ■人吉市障がい者計画策定庁内部会

開催日	議 題
第1回 (令和元年11月21日)	①第2次人吉市障がい者計画策定方法について ②第1章障がい福祉の現状と課題について ③第1次人吉市障がい者計画の取り組み実績について ④第2次人吉市障がい者計画に向けた取り組みについて
第2回 (令和元年12月16日)	①第2次人吉市障がい者計画(素案)について ②今後のスケジュールについて
第3回 (令和2年1月20日)	①第2次人吉市障がい者計画(素案)パブコメに向けた報告

### ■パブリックコメント

開催日	議 題
令和2年2月10日～ 令和2年2月28日	市ホームページ掲載、各校区公民館及び市役所仮本庁舎・西間別館にて実施

## 5 用語解説

### あ行

#### 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者等とその他の者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業の必須事業の1つ。

#### 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業の必須事業の1つ。

#### インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に学ぶ教育。障がいのある子どもが教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念。

#### インフォーマルサービス

地域住民や民間ボランティアなどが行う、福祉サービスのこと。これに対して、公的機関や介護保険サービス事業所等が法律や制度に基づいて提供する福祉サービスをフォーマルサービスという。

#### NPO（非営利民間組織）

「Non-Profit Organization」の略。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）の総称。「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した団体はNPO法人という。

### か行

#### 虐待

立場の弱い者が不適切あるいは不当な扱いを受けること。児童・高齢者・障がい者などに対する肉体的、精神的な虐待、保護者・介助者などの怠慢や拒否（ネグレクト）、健康状態を損なう放置などをいう。これらを防止・根絶するために、児童虐待防止法、障がいしゃぎやくたいぼうしほう、高齢者虐待防止法などが制定された。

#### 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者につき、主として夜間において、

共同生活を営むべき住居において相談、その他の日常生活上の援助を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

### 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わり、援助者が障がい者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。

### 合理的配慮

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）において行政機関及び事業者に求められているもの。障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、または過度の負担を課さないものをいう。

## — 3 行

### 児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。昭和22年法律164号。

### 社会福祉協議会

社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。

### 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

### 就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

### 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

### 障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行）。主な内容は、障害者虐待を定義する（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待）とともに、障害者の虐待禁止規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障害者虐待防止等に係る具体的枠組みを定める。なお、虐待防止の枠組みは、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所者には、施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設）に応じて、この法律、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の高齢者には、この法律及び高齢者虐待防止法をそれぞれ適用する。

### 障害者権利条約

あらゆる障害（身体障害、すなわち肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚障害、精神障害及び知的障害）のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約であり、平成18年に国連総会において採択された。日本においては、障害者基本法や障害者差別解消法の成立による国内法の整備が進んだこと等から、平成26年1月に批准された。

### 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月26日公布、平成28年4月1日施行）。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。主な内容としては、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取組等が挙げられる。

### 障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、平成16年6月に障害者基本法において12月3日から12月9日までの1週間と定められた。

### しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法

しょうがいしゃじりつしえんほう（障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に則り、福祉サービスや公費負担医療等について共通の制度で一元化するとともに、地域生活支援や就労支援等を定め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする法律。平成18年に施行されたが、制度の見直しに伴い障害者総合支援法に引き継がれた。）に代わって、平成25年4月1日から新たに施行された法律であり、正式名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがあった。

### しよくばてきおうえんじよしゃ ジョブコーチ（職場適応援助者）

しゅうしょくしよくば（就職または職場への定着に課題のある障がい者に対して、職場で安定して働くことができるように、職場で一定期間、障がい者本人、家族、事業主に対し支援を行うことを業務とする者。事業主や職場の従業員に対しての助言や職務・職場環境の改善も提案する。

### じりつくんれん 自立訓練

きのうくんれんせいかつくんれん（機能訓練と生活訓練があり、機能訓練は、身体障がい者または難病の方などに、しょうがいしゃしえんしせつしょうがいふくし（障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービス。生活訓練は、知的障がい者または精神障がい者に、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または、障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

### じりつしえんいりょう 自立支援医療

しんしんしょうがいしゃじよきょけいげん（心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するしょうがいしゃそうごうしえんほう（障害者総合支援法）に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

### しんたいしょうがいしゃてあう 身体障害者手帳

しんたいしょうがいしゃふくしほう（身体障害者福祉法）の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として交付するもの。

### せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちやう 精神障害者保健福祉手帳

せいしんしょうがいしゃ（精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

### 成年後見制度

判断力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消したりすることができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。

## た行

### 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

### 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

### 地域定着支援

単身等で生活する障がい者に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

### 地域活動支援センター

障がい者に対して創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設。

### 特別支援学級

学校教育法に基づき、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のためにニーズに応じた教育を行うことを目的としている。

### 特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

**特別支援教育**

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

**特別支援教育支援員**

幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動の補助など学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする者。

な行

**難病**

①発病の仕組みが明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担等を受けられる。

は行

**発達障がい**

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

**バリアフリー**

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。

**ピアサポート**

一般に同じ課題や環境を体験する人が、その体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障がい者の自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。

### 避難行動要支援者登録制度

災害時に、一人暮らしの高齢者や障がい者が地域の中で避難支援が受けられるように、平常時から一定の条件を満たす要支援者の情報を把握し、避難支援体制の構築を図る制度。

### 法定雇用率

常用雇用者数に対する障がい者の割合。障害者雇用促進法に基づいて、民間企業・国・地方公共団体は所定の割合以上の障がい者を雇用することとなっている。

## や行

### ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいようにつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築を目指したもの。

## ら行

### 療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付するもの。

### 療養介護

医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

## 第2次人吉市障がい者計画

発行：人吉市 健康福祉部 福祉課  
〒868-8601 熊本県人吉市西間下町118-1  
電話：0966-22-2111（代）（内線1143）  
FAX：0966-24-9536  
E-mail：fukushi@city.hitoyoshi.lg.jp

## 第2次人吉市障がい者計画